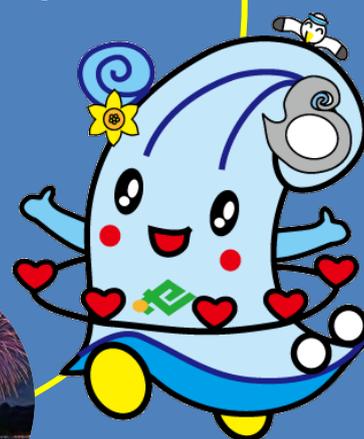




輪になって

つなぐ「せたな」の

夢未来



セターナちゃん

第2次せたな町総合計画

2018 ~ 2027

平成30年3月

北海道 せたな町

はじめに

この度、10年後のせたな町を見据えた、まちづくりの基本方針となる「第2次せたな町総合計画」を策定いたしました。

せたな町は、平成17年9月1日に合併し、これまで合併による自治体の基本的枠組みの変更に加え、少子高齢化や人口減少、地方分権の進展、厳しい財政運営など多くの課題の解決に向け、せたな町の力を集結し町民との協働による自主性と自立性の高い行政運営を進め、産業の振興、保健福祉、教育などの各分野において一定の成果を積み重ねてまいりました。

しかし、急速な少子高齢化の進展や予想を上回る人口減少、産業を取り巻く環境の変化による雇用の場の縮減など、まちづくり課題は複雑かつ多様化しています。

このような状況のもと、これまでの総合計画の基本理念である「共生・協働」、「安心」、「せたな力」を継承しつつ、これからも町がひとつになって夢や希望を大きく未来へつなげていくことをイメージし、将来像を『輪になってつなぐ「せたな」の夢未来』と決めました。

「つながり」は、区や世代を超えた住民同士のつながり、各地区の産業や地域資源相互のつながりなど、また、先人たちのたゆみない努力によって築き上げられてきた、このかけがえのない「せたな町」をさらに発展させ、次世代へ「つなぐ」ことが、私たちに与えられた使命であります。

「つながり」や「つなぐ」をキーワードとし、せたな町の未来の基礎を築き、せたな町民が心豊かに笑顔で暮らせるよう、めざす将来像の実現に向けて、町民の皆さんとともに、創意工夫をしながらまちづくりに取り組んでまいります。

結びに本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました「総合計画策定審議会」委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様には、深く感謝とお礼を申し上げますとともに、計画の推進に際しまして、ご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

平成30年3月

せたな町長 高橋 貞光

もくじ



基本構想

総論.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 策定にあたって重視した点.....	3
3 計画の構成と期間.....	4
4 せたな町の現況.....	5
5 せたな町を取り巻く国内外の動きと共通課題.....	8
6 せたな町のまちづくり課題.....	12
基本構想.....	16
1 将来像.....	16
2 将来人口.....	17
3 基本目標.....	18
4 分野別のまちづくり方針（施策の大綱）.....	20

基本計画

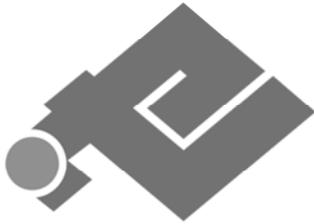
第1章 いつまでも健康に暮らせるまち.....	24
1-1 保健、医療.....	24
1-2 地域福祉.....	26
1-3 子育て支援.....	28
1-4 高齢者への支援.....	30
1-5 障がい者への支援.....	32
1-6 社会保障.....	34
第2章 地域の魅力を産業の活力にかえるまち.....	36
2-1 農林業.....	36
2-2 水産業.....	40
2-3 商工業.....	42
2-4 観光.....	44
2-5 雇用、勤労者対策.....	46

第3章 自然を守り、安全にすごせるまち	48
3-1 環境保全、環境美化.....	48
3-2 公園、緑地.....	50
3-3 火葬場、墓地.....	50
3-4 ごみ処理、リサイクル.....	52
3-5 消防、救急.....	54
3-6 防災.....	56
3-7 交通安全、防犯、消費者対策.....	58
3-8 地域自然エネルギー.....	60
第4章 だれもが便利さを実感できるまち	62
4-1 住宅、宅地.....	62
4-2 上下水道、し尿処理.....	64
4-3 道路、情報基盤.....	66
4-4 公共交通、港湾.....	68
第5章 学びやスポーツが楽しめるまち	70
5-1 生涯学習.....	70
5-2 学校教育.....	72
5-3 青少年の健全育成.....	76
5-4 芸術、文化.....	78
5-5 スポーツ.....	80
第6章 みんなの創意工夫が光るまち	82
6-1 コミュニティ・まちづくり活動.....	82
6-2 人権尊重、男女共同参画.....	84
6-3 広報、広聴.....	86
6-4 国内外交流、連携、町の情報発信.....	88
6-5 行財政運営.....	90

資 料

1 策定経過.....	94
2 審議会名簿.....	97
3 諮問・答申.....	98

町章



「セ」の文字をモチーフに北海道の地形をグリーンでデザインし、オレンジ色で「せたな町」の位置を表現しました。グリーンは豊かな美しい自然を、オレンジは人と人とのふれあいをイメージしています。

町の花 町の木 町の鳥



町の花「スイセン」



町の木「オンコ(イチイ)」



町の鳥「カモメ」

町民憲章

【前文】

わたくしたちは、秀峰狩場連山と日本海にいだかれ、恵まれた自然、実り豊かな大地にはぐくまれた「せたな町民」です。

わたくしたちは、風雪に耐え忍んだ先人のたくましい開拓精神をうけつぎ、よりよい町の発展と幸せを願い、心と力をあわせ希望にみちた町づくりのために、この憲章を定めます。

【本文】

きまりを守り、住みよい町にしましょう。

たがいに学び、かおり高い文化の町にしましょう。

誇りをもって働き、健康で豊かな町にしましょう。

郷土を愛し、伸びゆく町にしましょう。

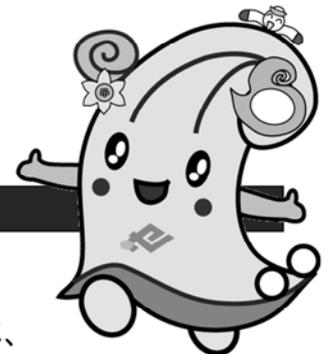
豊かな自然を守り、美しい町にしましょう。

マスコットキャラクター「セターナちゃん」

せたな町合併 10 周年を契機として誕生したキャラクターです。

波（海）の妖精セターナちゃんです。町の花スイセン、町の鳥カモメ、

「せたな」のSをモチーフとした奇岩、せたな町の町章をあしらっています。





基本構想

1 計画策定の趣旨

大成町、瀬棚町、北檜山町が「せたな町」としてスタートを切り、12年がたちました。せたな町にとって最初の総合計画となった「(第1次)せたな町総合計画」は、平成29年度(2017年度)で計画期間を終了するため、新たな計画として「第2次せたな町総合計画」を策定しました。

「(第1次)せたな町総合計画」の計画期間では特に、合併によるスケールメリットをいかし、効率的な行財政運営に努めた結果、厳しい財政状況を少しずつ回復に向かわせることができました。

その間、本町を取り巻く国内外の状況は、必ずしも良好なことばかりではありませんでした。横ばいが続いていた日本の人口が減少に転じ、長引く平成不況は回復の兆しを見せつつも、地方経済においては実感が得られない状況が続いています。そのようななか、平成23年(2011年)には、東日本大震災という未曾有の大地震が起き、その後も、地震や雨風などによる災害が国内各地で、毎年のように発生しています。海外では、自然災害に加え、紛争やテロといった人と人との争いも多発しています。

グローバル化が進むことで、視野や可能性が広がる一方、見通しが立てづらくなっているなか、本町をはじめ日本各地のまちづくり課題は、複雑かつ多様化しています。

「第2次せたな町総合計画」は、こうした背景をふまえたうえで、さまざまな課題や住民の声を受け、これからの10年間のまちづくりで、めざす姿や進むべき方向を示しました。

2 策定にあたって重視した点

総合計画は、本町のまちづくり計画の中で最も上位に位置づけられており、本町で進めるまちづくりの全分野に関する取り組み（施策）を示した計画です。

「第2次せたな町総合計画」を策定するにあたっては、次のようなことを重視しました。

（1）前の計画とのつながり

「（第1次）せたな町総合計画」で取り組んだ施策を検証し、その成果と課題をふまえて策定しています。

（2）住民の声

中学生を含む住民を対象としたアンケート、各地域や各種団体からのヒアリング、職員からの提案シート、若手職員によるワークショップなどを通して、本町の良さや課題、将来にのぞむ姿、まちづくりへの意見や提案を集め、できるだけ反映させていきます。

（3）他の計画とのつながり

「せたな町人口ビジョン」「せたな町創生総合戦略」「公共施設等総合管理計画」をはじめ、各分野が策定した個別計画との整合性を持つようにしています。

（4）実効性

課題、めざす方向、必要な取り組みを関連づけ、取り組みが進むことで、課題が解決し、めざす方向に近づいていく内容となるようにしています。

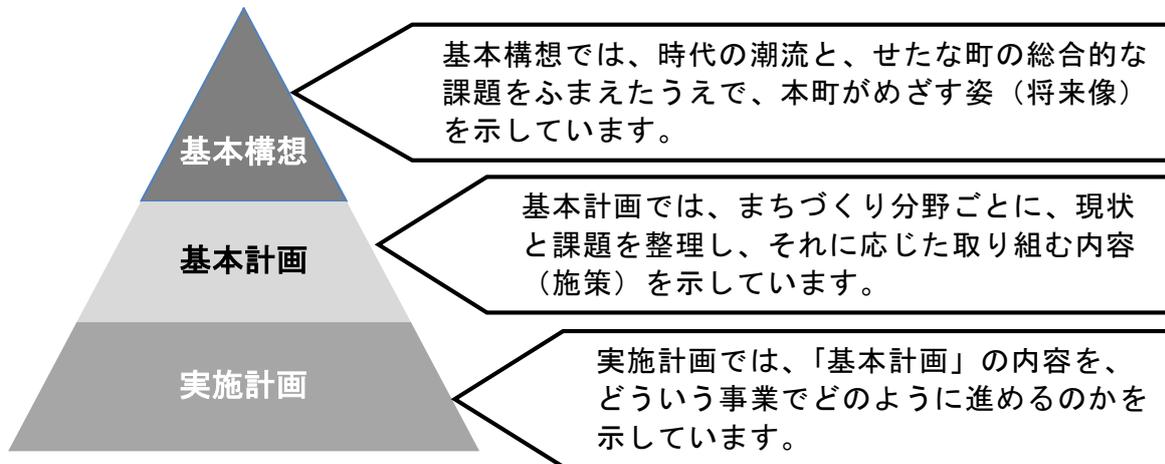
また、財政的な見通しにも留意し、確実に進めていくことができる内容となるようにしています。

（5）分かりやすさ

文章については、できるだけ分かりやすい表現に努めるとともに、取り組みを進めることでどのような町をめざすのか、めざす姿や進むべき方向が分かりやすく、共有しやすい内容となるようにしています。

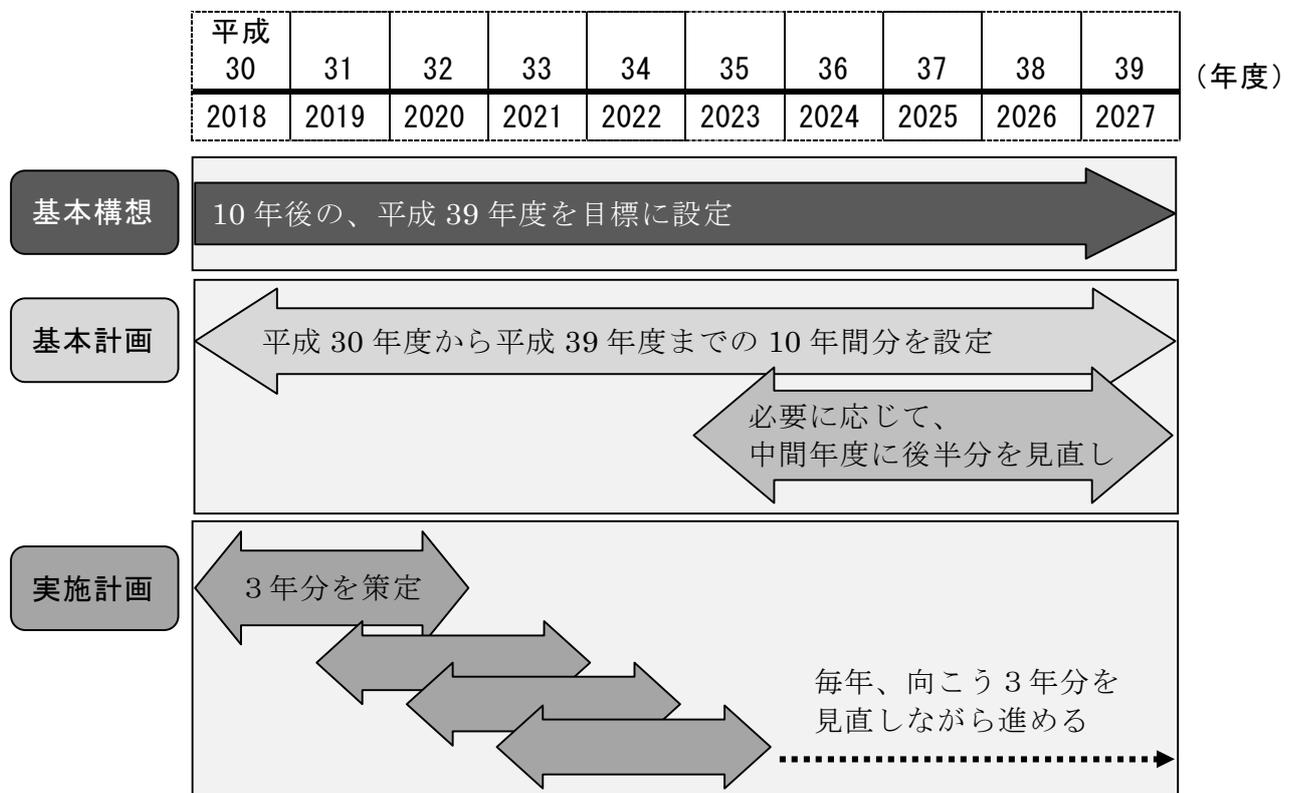
3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。

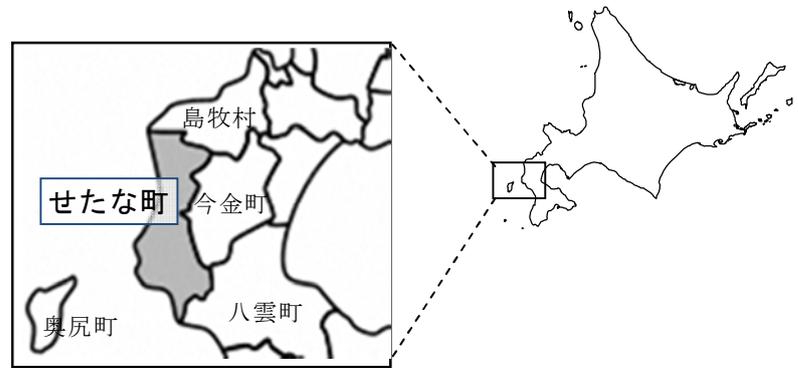


※この計画書に掲載しているのは、「基本構想」と「基本計画」の部分です。

計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間です。「基本構想」「基本計画」「実施計画」は、それぞれ、次のような考え方で内容を設定し、進めます。



4 せたな町の現況



(1) 立地、地理的条件、気候など

せたな町は、北海道の南西部、檜山管内の北部に位置する町です。総面積は638.69平方kmで、東京23区とほぼ同じ面積を有しています。

北は島牧村、東は今金町、南は八雲町に接しており、西は日本海をはさんで奥尻島をのぞみます。

北部と南部は山地となっており、北部は道南の最高峰狩場山（1,520m）など1,000m級の山々が、南部は遊楽部岳（1,276m）や白水岳（1,136m）などが連なっています。北部と南部の山地の間を一級河川「後志利別川」が流れています。

海岸線の総延長は約77.6kmで、変化に富んだ奇岩、絶壁が多く、狩場山から海岸にかけては「狩場茂津多道立自然公園」に、南部の海岸線の一部は「檜山道立自然公園」にそれぞれ指定されるなど、豊かな自然環境を有しています。

道内では比較的温暖な気候で、冬の積雪量も比較的少ない環境です。

夏は「やませ」と呼ばれる東風が、冬は北西の季節風が吹くため、この風を利用した洋上風車も設置されています。

(2) 歴史、沿革

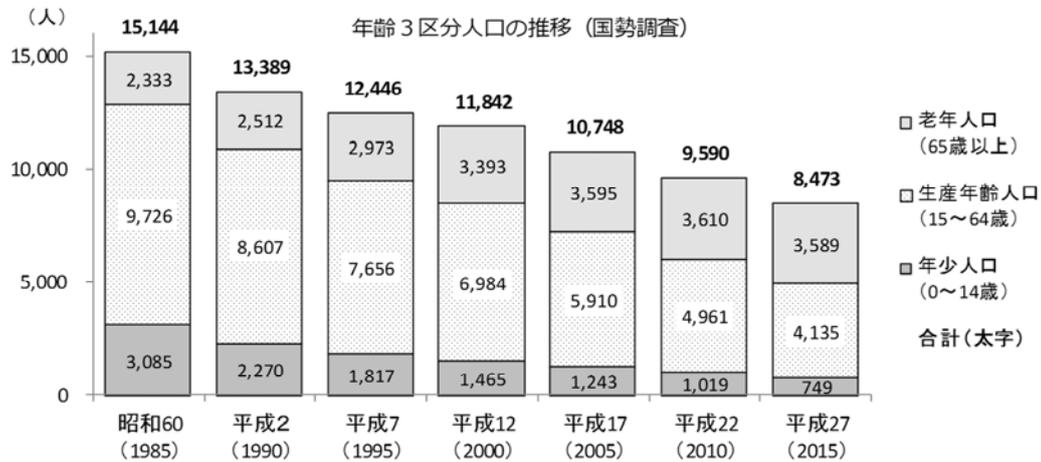
せたな町は、平成17年（2005年）9月1日、大成町、瀬棚町、北檜山町の3町が合併して誕生しました。町名は公募を行い、その結果「せたな町」となりました。

「せたな」の語源はアイヌ語の「セタルシュペナイ（犬の川）」が略されて「セタナイ（犬の沢）」となり、それが「セタナ」に転化したといわれています。

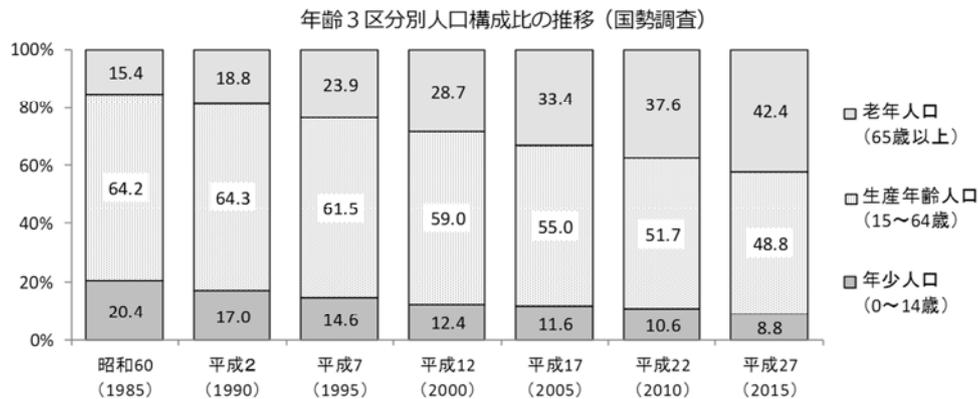
1890年代	二級町村制施行により「瀬棚村」が誕生
1900年代	瀬棚村から分村し「東瀬棚村」が誕生 二級町村制施行により「久遠村」が誕生
1910年代	瀬棚村で一級町村制施行
1920年代	町制施行により瀬棚村が「瀬棚町」となる 二級町村制施行により「貝取潤村」が誕生
1950年代	町制施行により東瀬棚村が「東瀬棚町」となる 東瀬棚町に太櫓郡太櫓村を編入し「北檜山町」と改称する 久遠村と貝取潤村が合併し「大成村」となる
1960年代	町制施行により大成村が「大成町」となる
2000年代	大成町、瀬棚町、北檜山町が合併し、「せたな町」となる

(3) 人口と世帯数

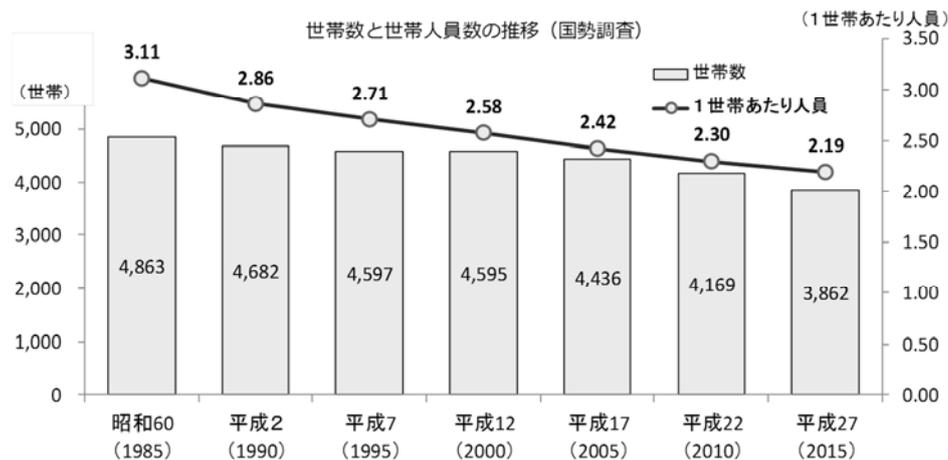
本町の総人口は昭和30年（1955年）の25,552人をピークに減少しており、平成22年（2010年）には1万人を切りました。その後も減少傾向が続いており、平成27年（2015年）現在、8,473人となっています。（いずれも国勢調査結果。平成12年までは旧3町の合計）



年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口の割合が減り、老年人口の割合が高まっています。



世帯数は4,000台の状況が続いていましたが、平成27年（2015年）現在3,862世帯となり、4,000世帯を切り、1世帯あたり人員数は2.19人に減少しています。



(4) 産業

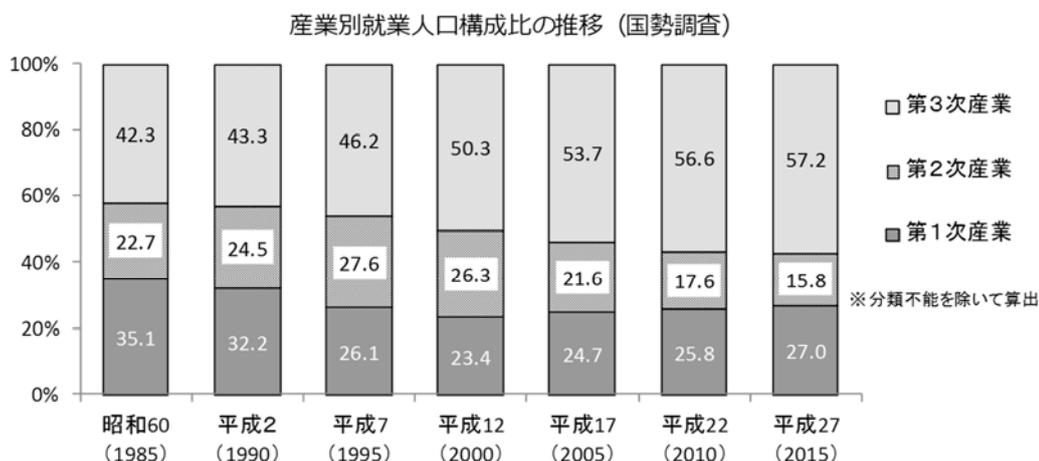
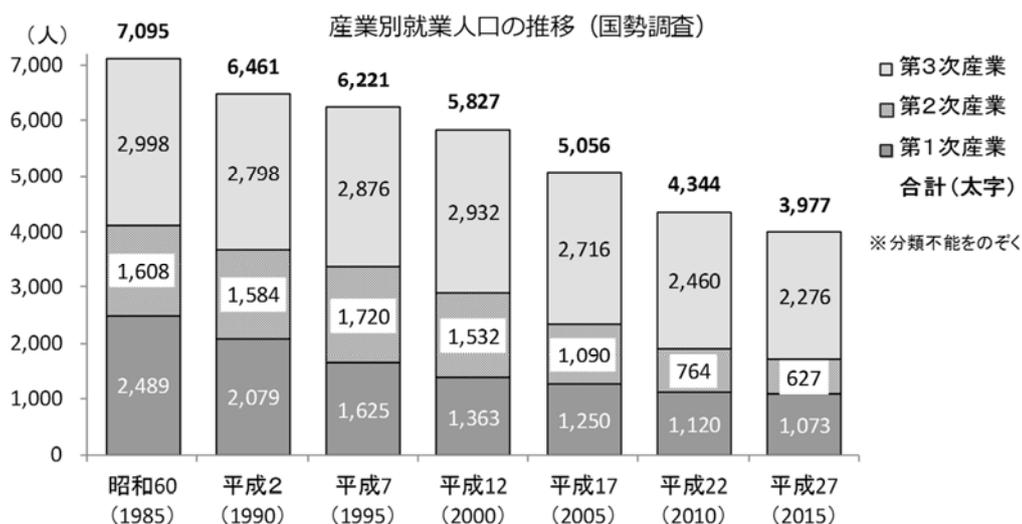
基幹産業は農林業と水産業で、農業は、稲作と酪農畜産を中心に、畑作では男爵芋の主産地として種子と食用馬鈴薯を生産しています。水産業の主要魚種はサケ・イカ・ウニで、獲る漁業からつくり育て売る漁業への転換を進めています。

林業については、本町の総面積の8割近くを占める森林の整備を進め、資源の保全に努めています。

工業については、平成28年度工業統計によると事業所数8、従業員数107人、製造品出荷額等は21億196万円であり、長引く不況のもと出荷額は減少傾向にあります。

商業は、平成26年経済センサスによると、事業所数121、従業者数473人、年間商品販売額は107億円です。

産業別就業人口は総人口と同様に各産業とも減少傾向にあり、その構成比は、第1次産業が全体の4分の1程度を占める状況が続く一方、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。



5 せたな町を取り巻く国内外の動きと共通課題

これからのまちづくりを考えるうえで、本町をとりまく国内外の動きと、それに対応する各地域の共通課題をまとめると、次のとおりです。

(1) 人口について

<総人口>

平成27年（2015年）に実施した国勢調査によると、日本の総人口は1億2,709万5千人で、前回調査（平成22年に実施）から96万3千人の減少となりました。さらに今後、平成65年（2053年）に1億人を下回り、平成77年（2065年）には8,808万人になると推計されています^{※1}。人口の増減は、出生数と死亡数の関係で決まりますが、現状では1年間に産まれる人数よりも死亡する人数の方が多い状況が続いており、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

<年齢構成>

平成27年（2015年）10月1日現在、国内の高齢者人口は3,392万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は26.7%です。今後の見通しとして、平成47年（2035年）に3人に1人、平成72年（2060年）には約2.5人に1人が65歳以上となる『超高齢社会』が到来すると推計されています^{※2}。

年少人口（14歳未満）とともに生産年齢人口（15～64歳）も減少しており、国内では、今後も進むと予測される「労働力不足」が深刻な問題となっています。

共通課題

国は、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な人口集中を是正し、急速な少子高齢化の進展に対応するため、「地方創生」の取り組みを推進しています。

持続可能な自治体経営を維持していくうえでも、人口減少や少子化高齢化を抑制していくことが必要です。

※1：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位推計より。

※2：内閣府「平成28年版高齢社会白書」より

(2) ネットワークについて

<情報ネットワーク>

インターネットの利用に必要な情報通信環境の整備が進み、それらを利用するパソコンやスマートフォンなどが普及するなか、場所や時間にとらわれず、短時間で多くの情報を受発信することが可能になっています。

買い物や決済なども自宅や離れたところからできるようになり、SNS*を通じて、個人が世界中と情報を受発信することも容易になっています。

※SNSとは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネット上で多くの人とつながりを持ったり、交流できるサービスのことです。

共通課題

情報通信技術は、町のホームページなどをはじめ、医療、福祉、産業などさまざまなまちづくり分野で利用されることが急速に進んでおり、まちづくりに欠かせない重要なものとなっています。

情報通信環境の整備や、情報通信技術を積極的に用いて生活の利便性や地域の活性化を図っていくことが必要です。

<交通ネットワーク>

九州新幹線に続き、平成28年（2016年）3月に北海道新幹線が開業するなど、高速鉄道網が拡大しています。また、飛行機での旅がより身近になり、海外から日本に来る外国人も増え、北海道においても、外国人観光客を多く見かけるようになりました。

一方、新幹線の開通による在来線の廃止や、採算性の悪化による地方路線の廃線など、地域住民にとってはマイナスとなる状況も見られます。

共通課題

交通ネットワークの拡大により増加、変化する人やものの動きを、地域の活性化にむすびつけていくことが必要です。

その一方で、過疎化が進む地域においては、住民の移動手段である交通の確保について、それぞれの実情をふまえて対応していくことが必要です。

(3) 価値観について

<多様化>

都会の便利さを求める人がいる一方、自然に囲まれた暮らしを望む人もいるなど、一人ひとりが持つ価値観とともに、暮らしに求める豊かさや環境も多様化しています。

働き方に関しても、やりがいや充実感を持ちながら働く一方、家庭や地域生活などでも多様な生き方が選択・実現できる「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）を重視する人が増えています。

共通課題

生活や働く場を地方に求め、捜している人もいるなか、これらの人たちを移住につなげるなど、積極的に働きかけていくことが必要です。

また、住民一人ひとりが望む暮らし方ができるまちづくりを進めていくことも重要です。

<“安全”の重視>

東日本大震災が発生し、その後も大規模な地震や豪雨、台風、火山の噴火など、数々の自然災害が国内各地で住民生活や地域産業等に大きな被害を与えています。北海道でも台風被害が増え、河川の氾濫や土砂災害などが道内各地で発生しています。国外では国家間の対立や紛争、テロが多発し、あらためて「安全・安心な環境」の重要性が認識されています。

共通課題

「安全」や「安心」は従来からまちづくりに求められている要素ですが、求める対象や声は拡大しています。

「安全」や「安心」を脅かす要因が多様化するなかで、それらに対処し、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりが一層求められています。

(4) 自治体について

<連携・協働>

拡大・多様化する市場や複雑化する課題などに対応するため、異なる業種や企業同士が連携したり、産学官連携など立場や分野をこえて協力し合うことが増えています。

自治体でも、市町村等が単独で行うだけでなく、お互いに連携したり広域で取り組むことで、共通の課題を解決したり、ともに活性化をはかることが増えています。

共通課題

持続可能なまちづくりを進めていくために、庁内はもちろん、住民、行政、教育機関、各種団体、民間企業など、さまざまな立場の人や組織が相互に連携し、協働で取り組む土壌を培っていくことが必要です。

また、近隣の自治体や共通の課題・テーマを抱える自治体が相互に連携するなど、広域での取り組みについても、効率性や効果をふまえて取り組んでいくことが必要です。

<競争>

中央集権から地方分権、地方創生へと、全国画一的なまちづくりから、各自治体の創意工夫が求められるまちづくりへと進んでいます。その結果、人口や観光客の数、産業経済などで他の地域と競争する時代になっています。

また、競争相手は国内にとどまらず、国際化の進展にともない、海外にまで及ぶようになっています。

共通課題

地域の中で創意工夫し、地域間競争や国際競争に打ち勝つことが必要です。

また、数多くの自治体の中で「選ばれる地域」になるための、積極的かつ持続的な取り組みが必要です。

6 せたな町のまちづくり課題

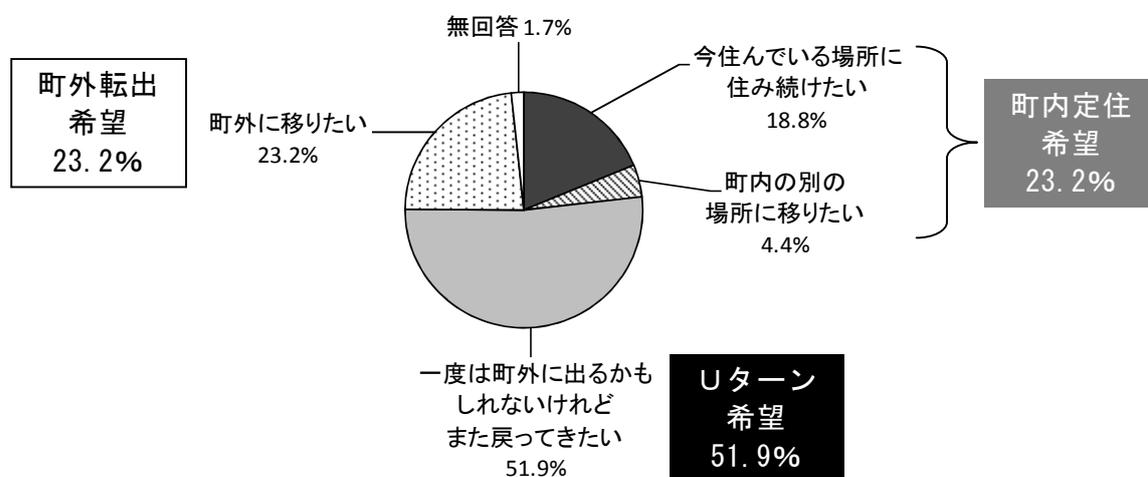
せたな町をとりまく国内外の動きをはじめ、アンケートなどから得られた評価や意向をふまえ、全体的なまちづくり課題をまとめると、次のとおりです。

(1) 子どもたちが住み続けられる&戻って来られる環境づくり

アンケートを通じて、中学生にせたな町への定住意向（町に住み続けたいか）を尋ねたところ、“町内定住希望”と“町外転出希望”がともに約2割を占める一方、「一度は町外に出るかもしれないけれど、また戻ってきたい」という“Uターン希望”が約半数を占めました。進学や就職などで一度は町外に出ても、せたな町に戻りたいと思っている子どもたちが多いという状況を示しており、Uターンが実現すると、人口の維持や高齢化率の抑制などに大きな影響を与えることとなります。

定住を希望する子どもたちはもちろん、Uターンを希望する子どもたちが実際に戻ることができるよう、定住やUターンしやすい環境を整えていくことが必要です。

今後もせたな町に住み続けたいか（中学生アンケート）



(2) 過疎化、高齢化による不便さ、不安の解消

「町外に移りたい理由」を尋ねると、中学生・一般ともに多いのは「買い物・娯楽の不足」です。この理由をあげる割合は若い年齢ほど高い傾向にありますが、70歳以上で再び高まります。自家用車が主な移動手段となっているなか、年齢が高まるとともに運転が難しくなり、自家用車が使えない不便さや不安が高まると考えられます。「医療や福祉面が心配」「交通が不便」などの回答割合が高いのも、高齢化や過疎化が背景にあると考えられます。

65歳以上が4割以上を占めるという本町の現状において、過疎化や高齢化が進むことで高まる不便さや不安を、できるだけ緩和していくことが必要です。

町外に移りたい理由（中学生） ～上位5項目～		町外に移りたい理由（一般） ～上位5項目～	
1位	働く場所がない（自分に合う仕事がない）	1位	買い物や娯楽などの場が少なく不便
2位	買い物や遊ぶ場が少ない	2位	医療や福祉面が不安
3位	一人暮らしをしてみたい	3位	交通が不便
4位	新しい物や情報が不足している	4位	余暇や生きがいを楽しむ機会や仲間が少ない
5位	交通が不便/医療（病院）や福祉面が不安	5位	自分にあう仕事がない、商売や経営が成立しない

(3) せたなの産業を支える人や力を増やす

他の自治体と同様に、本町においても労働者人口が減少し、少子化・高齢化が進んでいます。これらの状況は後継者や担い手の不足、労働力の高齢化につながっており、本町の地域産業に深刻な影響を与えています。

一方、Uターンを希望する子どもたちが多く、町外転出の理由として、働く場（自分に合う仕事）がないことをあげる住民が多いなか、これらの人達が働くことができる場が求められています。

農林水産業が基幹産業である地域では、労働力が不足する一方で若年層が働く場を求めて転出するという、労働力需給がミスマッチの状態が多く、本町もそのような状況が見られます。農林水産業に携わる人達や、日常生活を支え豊かにする商工業者など、地域産業を担う人達を確保し、労働力不足の解消や定住促進を進めていくことが必要です。

情報化や国際化、市場状況など、地域産業を取り巻く環境はめまぐるしく変化するなか、それらの変化に対応しながら、持続可能な地域産業をめざしていくことも重要です。

(4) せたなの地域資源を融合し、いかす

3つの町が合併して誕生した本町には、農林水産物、地元に基づいた商品やグルメ、観光スポットなど、さまざまな地域資源が豊富にあります。

このような状況のなかで、今後の産業振興として住民が期待しているのは、基幹産業である農業・水産業と並んで「地域の資源をいかした観光物産、特産品の開発」です。

本町ではこれまで、合併によるスケールメリットをいかした行政運営を進めてきましたが、その一方で、合併によって増えた観光の魅力や地域資源、人材などを融合・連携させる取り組みは、十分に進んでいない状況です。

ひとつの町になったことで増え、むすびつきやすくなったこれらの資源や人材を、新たな観光振興や商品開発にいかし、地域の活性化をより一層推進していくことが必要です。

また、本町には「日本一」「日本初」として紹介できる“町の自慢”が多くあり、住民が改めて本町の地域資源を再認識するきっかけになっています。しかし現状では一部の観光スポットを除くと、町外での認知度は低く、交流人口の拡大には十分つながっていない状況です。

北海道新幹線で道南を訪れる人が増えているなか、“町の自慢”を積極的に発信しながら、住民も期待している地域の食や滞在が楽しめる場を充実させ、「道南に来たらせたな町へ行ってみよう」という観光・交流の流れを増やしていくことが必要です。

日 本 一	日本初
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本一険しいと言われる参道がある「太田山神社」 ・ 清流日本一に17回も選ばれている「後志利別川」 ・ 日本一レベルの水質を誇る3つの「海水浴場」 ・ 日本一長い(190m)ロングホールがある「北檜山グリーンパーク」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本初の公許女医「荻野吟子」が開業した地 ・ 日本初の洋上風車



(5) せたな町で得られる満足度を高め、広く伝える

本町には、道南の海も山もある豊かな自然環境、道内でも比較的温暖な気候、良質な農産物と海の幸などの食の魅力、泉質の異なる温泉施設、民間を含む2つの病院を核とした医療環境など、都会を離れ、安全・安心に生活したいという人には魅力となる要素がいろいろあります。

また、子どもを育てる環境としても魅力的な部分が多く、本町では、日本一子育てしやすい町をめざして、出生祝金や保育料、給食費の負担軽減など、子育てに係る費用面からの支援も積極的に行っており、本町で子育てする親からの評価や、町外者が本町を移住先として選ぶ理由につながっています。

働き方や住む場所を選ぶポイントが多様化するなか、本町ならではの住み良さや満足度を高め、より積極的に発信していくことで、本町での暮らしに魅力を感じて来る人たちを増やしていくことが必要です。

(6) 心身の健康寿命を大切にす

アンケートでは、せたな町に望む将来の姿として「保健医療福祉が充実し、いつまでも健康で安心して暮らせる町」が最も多くあげられました。いつまでも健康に過ごせること、安心して暮らせることが、多くの住民に望まれています。

本町は、日本初の公許女医「荻野吟子」が開業した地であり、荻野吟子が瀬棚で医院を開業して120年目の年にあたる平成29年を「健康元年」と位置づけ、医療や健康の大切さを改めて共有する取り組みを進めています。

本町では高齢化が進んでおり、健康に不安を抱く人も少なくありません。また、近年は年齢に関わらず、“心の健康（メンタルヘルス）”が重視されています。

『健康元年』を機に高まった健康づくりへの気運を継続させ、住民一人ひとりが心身の健康寿命を保ちながら、住み慣れた本町で、生涯にわたって安心して生活できるようにしていくことが必要です。



基本構想

1 将来像

新しい「せたな町」として初めて策定した「(第1次)せたな町総合計画」では、将来像を『みんなの笑顔と力で創ろう、未来の「せたな」。一緒に力を合わせ安心して暮らせるまちづくり』と定め、安心して笑顔で暮らせるまち、ゆとりと豊かさを実感できるまち、活力と魅力にあふれるまちをめざし、まちづくりを進めてきました。

また、合併10周年を迎えたことを記念して、本町がひとつになって夢や希望を大きく未来へつなげていくイメージを表現した『輪になって つなぐ「せたな」の 夢未来』というキャッチフレーズを掲げています。

『つながり』は、区や世代をこえた住民同士のつながり、各地区の産業や地域資源相互のつながりなど、新しい町だからこそ実現が可能となる大切なものであり、せたな町がより一層発展していくうえでのキーワードです。

これらのつながりを「輪になって」築き、未来に「つなぐ」ことが、これからのまちづくりには重要であり、本計画の将来像にふさわしい言葉と言えます。

また、せたな町全体の連帯感や一体感を大切にする一方で、せたな町に住む一人ひとりが、それぞれが持つ価値観を大切にしながら、心豊かに笑顔で暮らせるまちづくりをめざすことも重要です。

これらのことをふまえて、本計画における将来像を、次のように定めます。

輪になって つなぐ「せたな」の 夢未来

～みんなが主役 笑顔あふれるまちづくり～



2 将来人口

せたな町の人口は、旧3町が合併した平成17年（2005年）が10,748人で、その後も減少が続き、平成27年（2015年）には8,473人となっています。（いずれも国勢調査結果）

長期にわたり少子高齢化が進んだ結果、65歳以上の高齢者の割合は40%を超えており、近年の人口動態（出生・死亡、転入・転出）の状況が今後も継続した場合、大幅に人口が減少していくことが推計されています。

国全体の人口が減少に転じた今、国も人口減少への対策を講じることとしており、本町においても、これまで以上に出生数の確保や移住・定住促進に向けた取り組みを強化することで、人口減少の抑制と住民生活の安定に努め、この計画の目標年次である平成39年（2027年）の総人口を6,500人と想定します。

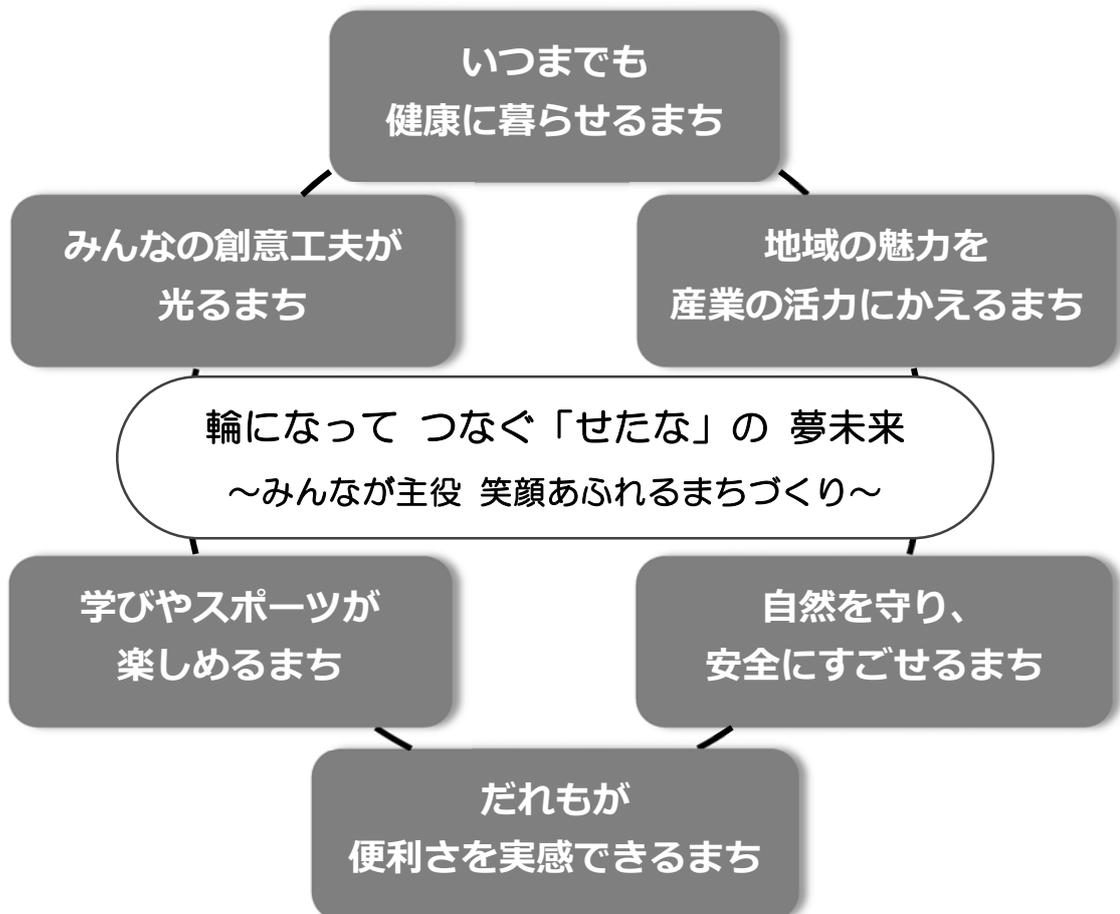
	直近の国勢調査実績 平成27年（2015年）		本計画の将来人口 平成39年（2027年）	
	人	構成比	人	構成比
総人口	8,473	100.0%	6,500	100.0%
年少人口（0～14歳）	749	8.8%	550	8.5%
生産年齢人口（15～64歳）	4,135	48.8%	2,850	43.8%
老年人口（65歳以上）	3,589	42.4%	3,100	47.7%

なお、上記の数値を想定するうえでの考え方は次のとおりです。

- ・「せたな町人口ビジョン」で5年おきに設定された目標人口を各年に按分すると、平成39年（2027年）は6,712人になります。また、人口ビジョンの平成27年（2015年）の設定値（推計値）は8,572人ですが、同年の国勢調査実績値は8,473人で、設定値を約100人下回っており、将来人口の6,500人は、人口ビジョンとの整合性に配慮しつつ、平成27年（2015年）の国勢調査実績値を考慮して少し下方修正した数値になります。
- ・直近（平成27年）の国勢調査結果を使用したコーホート変化率法による推計（按分値）では、平成39年（2027年）は5,900人台となり、将来人口の6,500人は、最新の推計結果に対しては、500人余を上乗せした努力目標数値になります。

3 基本目標

将来像「輪になって つなぐ「せたな」の 夢未来 ～みんなが主役 笑顔あふれるまちづくり～」を実現するために、それぞれの分野でめざすまちづくり目標を、次のように設定します。





いつまでも健康に暮らせるまち

健康の維持、子育て、介護など、住民が必要とすることを把握し、支えていくことで、だれもが心身の健康を保ちながら、住み慣れた地で生活できるまちづくりを進めます。



地域の魅力を産業の活力にかえるまち

海の恵み、大地の恵みをはじめ、地域の産業、個性的な観光スポット、住民のマンパワーなど、せたな町にある多彩で魅力的な資源を、産業の活力にかえていきます。



自然を守り、安全にすごせるまち

住民が誇りにしているせたな町の自然環境を次代に継承するとともに、災害や事件、事故などから住民を守り、豊かな自然の中で、安全にらせる生活環境をつくります。



だれもが便利さを実感できるまち

住民の暮らしに欠かせない生活基盤や移動通信基盤などを維持し、利便性を高めながら、快適さや便利さが実感できるまちづくりを進めます。



学びやスポーツが楽しめるまち

生涯にわたって学んだり、スポーツをしたりすることを、子どもからお年寄りまで、だれもがいつでも楽しめるまちづくりを進めます。



みんなの創意工夫が光るまち

住民みんなが、ともに知恵を出し合い、盛り上げていくことで、地域の活性化やひとづくり、持続可能な行財政運営を進めます。

4 分野別のまちづくり方針（施策の大綱）

（1）いつまでも健康に暮らせるまち

- ・子どもからお年寄りまで、住民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、それぞれのライフステージ※に応じた健康管理に積極的に取り組めるよう支援するとともに、病気やけがにも迅速に対応できる環境づくりを進めます。
- ・住民相互で支え合うことの大切さについて理解を深めてもらうとともに、協力を得ながら、子どもや高齢者、障がい者、その家族など、それぞれが求めている支援を細やかに把握し、対応します。
- ・住民の健康や生活を支える社会保障制度が健全かつ円滑に運営されるよう努めます。

基本計画の項目	1 保健、医療 2 地域福祉 3 子育て支援 4 高齢者への支援 5 障がい者への支援 6 社会保障
---------	-------------------------------------------------------------------

※ライフステージとは、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など人間の一生におけるそれぞれの段階です。また、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期など家族における過程でも利用します。

（2）地域の魅力を産業の活力にかえるまち

- ・せたな町の代表的な産業である農林業、水産業については生産環境の保全に努めるとともに、後継者の確保や新たな技術の導入にも積極的に取り組み、これからも地域経済を支える基幹産業として継承されるようにします。
- ・商業や観光については、住民や訪れる人にとって魅力的な商品やサービス、観光スポットなどが増え、地域の活性化や交流人口の拡大につながり、商業や観光を担う人や事業者が増えるという循環が生まれるようにします。
- ・本町の産業や担い手、地域資源が相互につながり、新たな商品や魅力、雇用の場などが増えるように促します。
- ・町内で働き続けることができる環境づくりを促進するとともに、町内で働きたい人が仕事を持つことができるよう支援します。

基本計画の項目	1 農林業 2 水産業 3 商工業 4 観光 5 雇用、勤労者対策
---------	-----------------------------------------------

(3) 自然を守り、安全にすごせるまち

- ・身近な公園や緑の空間をはじめ、山林や海岸線など本町を代表する豊かな自然環境に至るまで、あらゆる自然を大切に作る気持ちを町全体で高め、環境保全や適切な管理に努めます。
- ・ごみや廃棄物の適切な処理に努めるとともに、ポイ捨てや不法投棄などがなく、きれいなまちづくりを進めます。
- ・災害や交通事故、犯罪などに遭わない意識を日頃から高めるとともに、それらを未然に防ぐ環境づくりと、発生時に迅速に対応できる体制整備を進めます。
- ・エネルギー源の多様化が進むなか、本町が持つ特性や地域資源などをいかした地域自然エネルギーの活用が広がるよう促進します。

基本計画の項目	1 環境保全、環境美化 2 公園、緑地 3 火葬場、墓地 4 ごみ処理、リサイクル 5 消防、救急 6 防災 7 交通安全、防犯、消費者対策 8 地域自然エネルギー
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) だれもが便利さを実感できるまち

- ・住民の生活基盤として重要な住宅や宅地、水道や排水処理などについては、中長期的な視点もふまえつつ、いつまでも安心して生活できるよう基盤整備や維持管理を計画的に進めます。
- ・日常生活や経済活動を支える道路や公共交通、港湾などは、利便性の向上に努めながら、安全に利用できる環境を維持していくよう、関係機関とともに努めます。
- ・住民生活やまちづくりの各分野で今後ますます利活用が高まることが予測される情報通信技術が利用しやすい環境づくりを促進します。

基本計画の項目	1 住宅、宅地 2 上下水道、し尿処理 3 道路、情報基盤 4 公共交通、港湾
---------	--------------------------------------------------

(5) 学びやスポーツが楽しめるまち

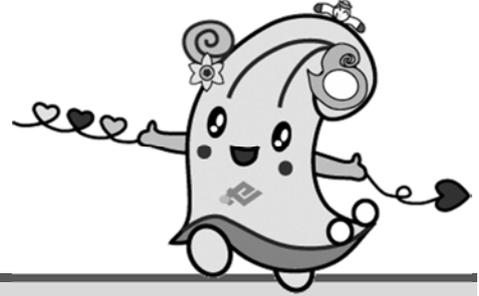
- ・本町にたくさんある地域資源、さまざまな知識や技術を持つ住民、活動の場となる施設などを効果的にいかしながら、年齢を問わず、多くの住民が学びやスポーツ、趣味などの活動に参加でき、楽しめるまちづくりを進めます。
- ・学習や体験、スポーツなどを通じて、子ども達が学力や体力を身につけ、豊かでたくましい心を育みながら、健やかに成長できるようにします。
- ・町内各地にある地域固有の文化財、地域で受け継がれている芸術文化などの大切さを再認識し、次代に継承していきます。

基本計画の項目	1 生涯学習 2 学校教育 3 青少年の健全育成 4 芸術、文化 5 スポーツ
---------	-----------------------------------------------------

(6) みんなの創意工夫が光るまち

- ・住民にとって最も身近なコミュニティ活動については、人口減少や高齢化によって生じている課題を地域の人と共有しながら、解決に向けて取り組みます。
- ・せたな町全体でまちづくりを盛りあげる気運を高めながら、多くの住民の参加を促し、協働のまちづくりを進めます。
- ・人権を尊重し合う意識の醸成とともに、男性も女性も地域で活躍できるまちづくりを進めます。
- ・本町にゆかりのある地域との連携や交流を深めるとともに、本町の魅力をさまざまな場や機会を通じて広く発信し、交流人口の拡大や移住促進につなげます。
- ・人口減少・少子高齢社会が進むなか、持続可能な自治体経営をめざし、計画的かつ迅速な対応が可能な行財政運営に努めます。

基本計画の項目	1 コミュニティ・まちづくり活動 2 人権尊重、男女共同参画 3 広報、広聴 4 国内外交流、連携、町の情報発信 5 行財政運営
---------	------------------------------------------------------------------------------



基本計画

第1章 いつまでも健康に暮らせるまち

1-1 保健、医療

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">○関係機関と連携を深め、子どもからお年寄りまで、心身の健康を保てるよう支援します。○国保病院は、その他の医療機関と連携し、安定した医療体制の維持に努めます。
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)情報提供や相談などを通して健康への意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none">・母子・成人訪問、健康教育、健康相談などを実施しています。・管理栄養士による栄養改善指導として、ヘルシー料理教室や男性向けの教室を実施しています。
(2)健康診査と保健指導を充実させます。	<ul style="list-style-type: none">・特定健康診査、各種がん検診を行っています。・健診後には、結果に基づいて指導を行っています。
(3)健康づくりにつながる活動や運動などを促進します。	<ul style="list-style-type: none">・健康づくり推進員が活動しています。・運動指導者による運動教室を開催し、メタボリックシンドロームやその予防に努めています。
(4)心の健康づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none">・毎年、「心の健康度アンケート」を実施し、ハイリスク者の早期発見・早期支援に努めています。





		2017年の現状	2027年の目標
指標	特定健診受診率〔年平均〕(%)	40.0	60.0
	各種がん検診平均受診率〔年平均〕(%)	22.0	25.0
	健康教育利用者数〔年間〕(人)	1,900	1,500
	健康相談利用者数〔年間〕(人)	1,500	1,100
	妊婦健診等交通費助成〔年平均〕(%)	100.0	100.0

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブや企業、学校など、それぞれの要望にそって、多種多様な相談に対応できるようにすることが必要です。 ・地区に出向いて相談を受ける機会づくりが必要です。 ・高血圧に関する相談など、テーマごとの相談に対応することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙による毎月の情報提供 ・健康相談や健康教育の実施 ・住民の要望にそった相談体制の充実 ・管理栄養士による栄養改善指導（ヘルシー料理教室、男性向けの教室の開催）
<ul style="list-style-type: none"> ・各種検診における精密検査対象者の受診率は比較的高い状況ですが、今後も維持、向上することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の受診率の向上促進（ハガキ・電話での受診勧奨） ・各種がん検診の受診率の向上促進（広報活動、無料クーポンの活用） ・各種がん検診の精密検査対象者の高受診率の維持（受診勧奨・相談の推進） ・健診後の保健指導の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・40代や50代でも高血圧の住民が増えており、対策を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員と連携した取り組みの推進（健診など受診勧奨、町民健康づくりの集いの開催など） ・メタボリックシンドロームの解消、予防（運動指導者による運動教室の開催）
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も住民個々の心の健康状況を把握し、適切なケアに結び付けていくことで、より健康な状態へと向かうよう支援することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康度アンケート」の実施 ・自殺予防講演会の開催



施策	現在の状況
(5)母子保健活動を推進し、経済的負担を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届時から十分な相談体制を心がけ、個別の訪問や相談により対応しています。 ・妊産婦の健診等通院費や医療費の助成を行い、経済的負担軽減にも力を入れています。
(6)国保病院を中心に近隣医療機関とも連携し、医療体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には、医療機関として、せたな町立国保病院のほか、大成診療所、瀬棚診療所、民間の道南ロイヤル病院があります。 ・国保病院には、循環器科、神経内科、婦人科、眼科の専門科目があります。 ・国保病院では、地域医療連携室の職員を増員し、情報の共有受け入れ態勢の構築に努めています。 ・緊急時には、ドクターヘリで搬送しています。

1-2 地域福祉

基本的な考え方	○地域住民の理解と協力を得ながら、住み慣れた地域で、だれもが安心して暮らし続けることができる支え合いの体制や環境整備を進めます。
---------	------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)地域福祉を推進する体制を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・年10回、社会福祉委員協議会を各区で開催しています。 ・処遇困難ケースについて福祉事務所・社会福祉協議会・民生委員児童委員等と連携を図りながら対応しています。 ・災害時に自ら避難することが難しく支援を要する方たち（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。
(2)誰もが生活、移動しやすいようバリアフリー化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化については、地域住民や利用者の要望により公共施設及び道路、歩道の整備を関係機関に要請しています。



今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児相談や予防接種については、個別の要望や多種多様な相談にできる限り対応することが必要です。 ・ 他関係部門との連携も密にし、関係部門全体で適切な育児支援ができるよう、さらに努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠時から出産まで切れ目のない相談、指導体制づくり ・ 出産に関する経済負担の軽減（妊産婦健診等通院費の助成など）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保病院は、新せたな町立国保病院改革プランに基づき、大成診療所、瀬棚診療所とも連携し、住民の一次医療が行える体制の維持に努めることが必要です。 ・ 二次、三次医療圏の医療機関との連携を深めていくことが必要です。 ・ 緊急時の受入れの際に必要な情報が共有できる態勢をより構築することが必要です。 ・ 国保病院は全面改築から40年以上がたち、老朽化が進んでおり、建て替えが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポート医の取得（国保病院） ・ 疾病予防や介護予防の推進（国保病院） ・ 医療関連施設、設備の更新、維持管理 ・ 地域医療連携室の体制維持 ・ 電子カルテの導入の検討 ・ 病院新築の検討

		2017年の現状	2027年の目標
指標	個人ボランティア登録人数(人)	109	300

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の協力を得ながら、地域の住民がともに考え、支えあい、助け合いながら安心して暮らせる地域社会を築いていけるよう支援することが必要です。 ・ 社会福祉協議会の活動は、地区ごとに行われていますが、必要に応じて全町的な活動として拡充していくことが必要です。 ・ 災害時に支援が必要な方を適切に避難させることができるよう情報の把握に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉委員協議会の開催 ・ 地域福祉ネットワークの形成 ・ 地域福祉活動を支援するボランティア活動の支援 ・ 社会福祉協議会の効果的な運営 ・ 避難行動要支援者名簿の運用
<ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな視点からバリアフリー化に向けた取り組みを進め、誰もが生活しやすい環境整備に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者への住宅改修の支援（介護保険制度の住宅改修、町単独事業の人にやさしい家づくり事業） ・ 高齢者や身体障がい者、妊産婦など誰もが安心して利用しやすい公共施設整備や道路の段差解消、歩道の整備など

1-3 子育て支援

基本的な考え方	○すべての子どもが自分の可能性を最大限に発揮して、健やかに、のびのびと育つことができるよう、子どもと子育てを地域ぐるみで応援します。
---------	--------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)子育て支援を進める体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を総合的に進めています。 ・ 平成19年度（2007年度）より各区に子育て支援センターを設置し、地域子育て支援拠点事業（子育て相談・助言・情報提供など）を実施しています。
(2)多様な保育ニーズに対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園）では、特別保育事業（一時保育・延長保育）を実施しています。 ・ 平成30年度（2018年度）に認定こども園の開園を予定しています。 ・ 各区に学童保育所を設置し、放課後児童健全育成事業を実施しています。平成27年度（2015年度）より対象児童を小学生全学年に拡充しました。
(3)子育てに関する悩みや経済的負担を軽減させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度（2015年度）より北海道が推進するおや？おや？安心サポートシステム事業を、保健所、児童福祉、保健師、保育所、幼稚園と連携し実施しています。 ・ 平成26年度（2014年度）より保育料の軽減を実施しています。 ・ 高校卒業前の子どもの医療費を入通院ともに全額助成しています。 ・ ひとり親家庭等に対する医療費の助成を行っています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	子育て支援センター設置箇所数(か所)	3	3

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育と母子保健の連携をより一層深め、子育ての支援体制を充実させることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターの機能充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育ニーズが高まる一方で、保育士の確保が難しくなっており、対応が必要です。 ・ 平成27年度（2015年度）より、子ども・子育て支援新制度が実施され、学童保育の支援員が専門資格（放課後児童支援員）となったことから、放課後児童支援員の資格を持つ人材の確保が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所(園)での保育サービスの実施 ・ 保育士の確保 ・ 学童保育所支援員の確保 ・ 計画的な施設整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てへの悩みが虐待などにつながらないよう、悩みの解消に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おや？おや？安心サポートシステムの実施 ・ 子ども医療費の助成 ・ ひとり親家庭等に対する医療費の助成



1-4 高齢者への支援

基本的な
考え方

○高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくりをめざし、「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

施策	現在の状況
<p>(1)高齢者福祉を推進する体制を充実させます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・せたな町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉に関する各種サービスを提供しています。 ・平成29年度（2017年度）より地域の住民・ボランティア団体による生活支援サービスの提供体制の整備に取り組んでいます。 ・高齢者にとってのワンストップサービス（総合相談窓口）として、各担当課及び関係機関と連携し相談対応を行っています。
<p>(2)高齢者の社会活動や生きがいづくりを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シャフルボード等のスポーツ大会や単位老人クラブ活動等の支援、福祉バスの無料貸出などを行っています。 ・65歳以上の住民により高齢者事業団を組織し、臨時的、短期的な仕事を行い地域に貢献しています。 ・高齢者大学については、地区ごとの活動のほか、全町合同での活動や中学生と交流する活動などが行われています。
<p>(3)高齢者の日常を見守り、必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等支援員やボランティア団体などが高齢者宅を訪問し、高齢者から相談を受け、必要なサービスの提供に結び付けています。 ・ふれあい・いきいきサロン等により孤独感の解消に努め、地域とのふれあいの場を提供しています。 ・医師や保健師など専門職で構成された「せたなオレンジチーム」により認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。
<p>(4)介護予防につながる取り組みを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関する教室や研修会を開催し、転倒予防、閉じこもり予防、栄養・口腔機能の向上、認知症予防につながる取り組みを行っています。
<p>(5)高齢者福祉に関する施設や設備の整備、維持管理を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、高齢者グループホーム、生活支援ハウスなど高齢者が生活する施設があります。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	転倒予防教室参加者数〔年間〕(人)	152	160
	閉じこもり予防教室参加者数〔年間〕(人)	134	150
	認知症予防教室参加者数〔年間〕(人)	75	90
	介護予防研修会参加者数〔年間〕(人)	37	40

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉に関する情報提供と、さまざまな相談に応じることができるよう、地域包括支援センターなど専門性をいかした相談窓口を充実させることが必要です。 ・介護予防・日常生活支援総合事業を周知し、訪問型・通所型生活支援サービスの利用を促進することが必要です。 ・住民ボランティアなどサービスの担い手を確保することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・せたな町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいた各種サービスの提供 ・地域包括支援センター総合相談窓口の充実 ・住民・ボランティア団体による生活支援サービスの提供
<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブや高齢者事業団への支援に努めるとともに、高齢者大学を開設し、高齢者の生きがいを支援することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの活動支援 ・高齢者の知識や経験をいかしたボランティア活動の支援 ・高齢者事業団への支援 ・高齢者の生きがいづくり支援 ・高齢者大学の開設
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症になる方が増加していく中で、高齢者が地域で安心して生活が送れるように、地域関係団体等による見守り体制づくりを進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問活動 ・地域関係団体等による見守り活動 ・認知症カフェの開催 ・認知症施策の推進（「せたなオレンジチーム」による訪問支援など）
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や運動レベルに合わせた内容を検討し、送迎体制も充実させることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関する教室や講座の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む施設の改築や既存施設の維持管理など、入所者が生きがいを持って安心して生活できる環境を提供することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム（三杉荘）の改築整備 ・高齢者福祉施設の維持管理

1-5 障がい者への支援

基本的な考え方	○障がいのある人も、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる地域づくりに努めます。
---------	---------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)障がい者の自立に向けた支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度（2012年度）より障がい者指定特定相談支援事業所を設置し、障がい者本人やその家族等から相談を受けるとともに、障がい者の状態に合わせた障害福祉サービスを提供しています。 ・町内には「せたな町障がい者グループホームのぞみ・すみれ」があります。 ・成年後見制度*については、研修会や町広報紙を通じて周知を進めており制度への理解が徐々に進んでいます。
(2)障がい者の在宅生活を支援し、経済的負担を軽減させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化とともに、施設ではなく地域とともに生活する障がい者が増えているなか、居宅介護（ホームヘルプ）を利用する人が増えています。 ・重度心身障害者医療の対象者に対し、医療費を助成しています。
(3)障がい者の就労を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には就労継続支援B型事業所「せたな共同作業所ふれんど」があります。炭づくりや薪の販売など利用者個々の能力に応じた作業内容を取り入れ就労の場として作業の幅も広がっており、自立をめざす障がい者の利用も増えています。 ・「せたな町障がい者グループホームのぞみ・すみれ」は町外からの利用者も増えており、就労の支援につながっています。 ・町内企業等と連携し、障がい者の雇用に対する理解と促進に努めています。

※認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度です。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	地域活動支援センター利用者数(人)	6	10

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者・障がい児やその家族等に、障がい者指定特定相談事業所や障害福祉サービスを周知することが必要です。 ・ 障がい者に対する意思決定支援・成年後見制度の利用促進のあり方について検討することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者指定特定相談支援事業所における相談対応、障害福祉サービスの提供の充実 ・ 地域活動支援センターの機能強化 ・ 障がい者のグループホームの充実 ・ 成年後見制度利用支援事業の周知 ・ 成年後見制度法人後見支援事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢障がい者が必要に応じて介護保険サービスを円滑に利用できるようにすることが必要です。 ・ 重度訪問介護の訪問先の拡充について検討することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者のニーズに合わせた在宅福祉サービスの提供 ・ 重度心身障がい者の医療費の助成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同作業所等による訓練利用や就労支援が円滑に行われるようにすることが必要です。 ・ 障がい者の一般就労や就労定着に向けた支援を充実させることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同作業所の充実 ・ 企業に対する障がい者の雇用に対する理解と促進 ・ 高等養護学校等との連携による、地元就労への支援の取り組み ・ 障がい者福祉と農業の連携を考えるための研修会の開催

1-6 社会保障

基本的な
考え方

○各種社会保障制度の周知や健全な運営により、住民が生涯安心して生活できるように努めます。

施策	現在の状況
<p>(1)低所得者の自立を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の民生委員児童委員、町内会、社会福祉協議会等と連携し、生活困難者への対応や支援に努めています。
<p>(2)国民年金制度の周知と理解に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報を通じて国民年金制度の周知と理解に努めています。 ・窓口、電話にて年金関係手続きや相談に応じています。 ・年に数回、函館年金事務所による年金事務相談所を開設し相談に応じています。
<p>(3)国民健康保険事業の健全な運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康維持・増進のため、特定健診等受診率向上に向け未受診者対策事業を強化しています。 ・被保険者数の減少や税軽減世帯の増加により保険税の確保は厳しい状況ですが、徴収率は上昇傾向にあります。 ・医療費抑制のため、後発医薬品の使用促進に努めています。 ・被保険者数は年々減少していますが、高齢化や医療技術の進歩により保険給付は横ばい傾向です。
<p>(4)介護保険事業の健全な運営に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の健全な運営のため、今金町と共同で介護認定審査会を開催し、公平・公正な要介護認定に努めています。 ・介護保険利用手引きを全戸配布するなど、住民に対して、介護保険制度を分かりやすく情報提供できるよう努めています。 ・介護事業者への指導、監督により、サービスの質の向上に努めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	1人あたり医療費〔年間〕(円)	445,805	500,000

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、生活困難者の把握に努めることが必要です。 北海道で行っている生活困窮者自立相談支援事業の周知など、生活困難者への対応や支援に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談指導体制の充実 関連制度の適切な運用
<ul style="list-style-type: none"> 函館年金事務所による年金事務相談回数が減少するため、本町の相談業務体制を充実させることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金制度に関する情報提供 国民年金及び被用者年金等に関する相談受付
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険は、国民皆保険を中核に維持していますが、高齢化や社会情勢の変化を受けやすく、財政基盤の脆弱さが課題となっています。平成30年度（2018年度）から北海道と町が一体となって国保運営を行いますが、引き続き安定的な財政運営に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の健康づくりの推進 生活習慣病予防対策 特定健診等受診率の向上対策 国保税収納率の向上対策 医療費の適正化
<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所が不足の傾向にある一方、介護サービスを希望する人は増えています。保健、医療、福祉の専門家について、幅広い人材の確保が必要です。 高齢者やその家族に対して介護保険制度を分かりやすく情報提供できるよう努めることが必要です。 介護支援専門員、介護サービス従事者の確保に努めるとともに、介護サービスの質の向上に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定審査会の開催 介護認定審査員初任者研修及び現任研修の受講促進 介護保険利用手引きの全戸配布 介護支援専門員、介護サービス従事者への支援 介護実技や認知症等の研修会の開催 介護給付費適正化事業の実施 地域密着型サービス事業者の実地指導 福祉用具貸与、福祉用具購入費助成、住宅改修費の助成

第2章 地域の魅力を産業の活力にかえるまち

2-1 農林業

基本的な 考え方	<ul style="list-style-type: none">○営農環境の整備や担い手の育成・確保に努めながら、持続可能で豊かな農業を推進します。○地球温暖化の防止機能や川や海とのつながりを意識しつつ、森林の整備と保全を適切に進めます。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)農業生産基盤の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none">・本町の田・畑・牧場の面積は約70 k m²で、本町の総面積の約1割を占めています。・農業基盤づくりとして、ほ場（暗渠排水・区画整理・客土）、用排水路などの整備を行っています。
(2)持続的な農業経営と農業所得の向上を促進します。	<ul style="list-style-type: none">・せたな町農業センターにおいて、土壌分析診断や栽培・品種試験などを行っています。・将来にわたり農業経営を安定して持続していけるよう、農業経営の法人化を促進しており、近年、法人数が増加しています。
(3)農産物の収益性や安全性の向上を促進します。	<ul style="list-style-type: none">・本町では、全耕地面積の約4割が水田で水稲と飼料作物を生産しているほか、大豆、小豆、そば、小麦、馬鈴薯等の土地利用型作物やほうれん草、ブロッコリー等の野菜も行われています。・北海道初の特区（有機酪農と有機農業の推進特区）により、ワタミファームが農業参入しています。・安全で安心な農業を推進するため、環境保全型農業への支援を行っています。
(4)農業の担い手の確保と育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・販売農家戸数は325戸、農業就業人口は737人で、減少傾向にあります。（平成27年農林漁業センサス）・せたな町農業担い手育成センターにおいて、就農相談や研修の支援などを行っています。・せたな町農業センターでは、農業後継者を対象に農業技術研修を実施しています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	農家戸数(戸)	325	260
	農地所有適格法人数(法人)	15	20
	認定農業者数(経営体)	248	200
	耕作放棄地、遊休農地面積(ha)	13.7	7.0
	ほ場整備率(%)	62.5	63.6

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 生産性や品質をより高めていくために土づくりを進めることが必要です。 作業効率を向上させるため、ほ場の大区画化などを進めることが必要です。 地域の実情や農業者の意向をふまえ、ほ場の排水改良や農地の整備、草地の更新などを進めることが必要です。 自然災害が増えているなか、土地改良施設の防災機能を強化することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌診断を活用した土づくりの推進 ほ場の大区画化の推進 ほ場整備、土地改良の推進 かんがい施設の維持管理 排水機場の改修 土地改良施設の防災機能の強化
<ul style="list-style-type: none"> 農家1戸あたりの生産農業所得は全道の中でも低い水準であり、所得の向上と経営の安定を促進することが必要です。 農業者の高齢化や労働力不足に対応するため、作業を請け負う組織(コントラクター)を育成することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営における法人化の促進 高収益な新規作物・作型の導入 コントラクターの育成 農業研修など農業に関する学習機会の提供
<ul style="list-style-type: none"> 農業所得を増大させるために、農業の生産性向上を図るとともに、農産物の品質向上と高付加価値化への取り組みを進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業への移行促進 農畜産物の防疫対策強化 地域の有利性をいかした園芸農業の推進
<ul style="list-style-type: none"> 担い手の経営安定を促進していくために、農地利用の担い手への集積・集約化を進めることが必要です 新規参入者や後継者はもちろん、将来の担い手となる農業実習生や研修生などが本町で農業を営めるよう支援することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者の確保 新規就農者の確保と就農対策 農業研修生・農業雇用の募集 女性、退職者など多様な担い手の確保と育成 担い手への農地の集積・集約化の促進 パートナー対策の推進

施策	現在の状況
<p>(5)安全で良質な畜産物を供給します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本町は生乳約1万3,500トンを生産し、肉用牛約2,000頭を飼育する檜山管内一の畜産地帯です。また、酪農・肉用牛のほか、養豚や養鶏、羊など特色ある畜産経営も展開されています。 ・乳用牛並びに肉用牛の飼養頭数及び生産量は、ほぼ横ばいで推移しております。
<p>(6)付加価値化や6次産業化を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米については、一部では有機栽培などの特色ある米づくりも展開されています。馬鈴薯については、一番早く道外に出荷され、でんぷん質の値や食感も高い評価を受けています。
<p>(7)野生鳥獣による農林水産物被害の防止を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊を編成し、各関係機関と連携を密に、被害の軽減に努めています。
<p>(8)住民や来訪者が農業と接する機会を増やします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい市場や町内の一部の店舗などで直売が行われています。 ・給食では、米など本町で生産された農畜産物を給食に利用しています。 ・観光協会と連携し、修学旅行やモニターツアーの受け入れ、農業体験など着地型観光を行っています。
<p>(9)持続可能な林業経営をめざし、森林施業を適切に行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共造林事業への上置支援など、森林所有者の負担を軽減し、施業を促進しています。
<p>(10)森林や林業への関心を高めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・檜山管内の連携事業として、檜山の森づくり植樹祭を開催しています。 ・漁業者による植樹運動のほか、北檜山区の各関係団体で組織される実行委員会主催「サケの上る森づくり運動」などの植樹運動を支援しています。 ・植樹祭や緑の募金事業などを通じて、森林が持つ機能の重要性の周知に努めています。



今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・生乳等生産物の品質向上やコスト低減、省力化を推進するとともに、ストレスの少ない快適な環境で飼育することにより、安全で良質な畜産物を供給することが必要です。 ・畜産に関わる地域の関係者が連携し、収益性を向上させる取り組み（畜産クラスター）を進めることが必要です。 ・家畜伝染病の発生予防とまん延防止に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスターの推進 ・たい肥、液肥の有効活用 ・公共牧場の利用促進 ・農畜産物の防疫対策強化
<ul style="list-style-type: none"> ・これまで培ってきた農産物の評価を守りながら、より多くの消費者や実需者から選ばれた町産を選んでもらえるようにすることが必要です。 ・市場における差別化や契約栽培など有利に販売できる農産物づくりのほか、農商工連携や6次産業化を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や猟銃免許を持つ人が減少するなか、有害鳥獣駆除に協力してもらえる人材を確保することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除の推進 ・エゾシカ駆除対策 ・若手の有資格者の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・地元産の農産物を購入できる店舗は少ない状況であり、拡大を促進することが必要です。 ・宿泊場所の確保や関係機関との連携など農業体験観光を受け入れる体制づくりが必要です。 ・本町の資源をいかした体験メニューの企画立案が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進 ・農業をテーマとした着地型観光の推進 ・受入体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・林業、木材産業の成長を通じて地方創生への寄与を図るとともに、地球温暖化の防止や生物多様性保全への取り組みを推進することが必要です。 ・森林資源の循環利用を通じて、林業を再生し、町がめざす森林の姿へ誘導していくことが必要です。 ・担い手確保に向けた、さらなる自助努力が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な間伐や枝打ちなど保全対策の推進 ・担い手の育成や労働力の確保 ・労働安全衛生面の管理 ・森林の保護、林業に対する理解促進
<ul style="list-style-type: none"> ・植樹活動など森林に親しむ機会を通じて、森林や林業への関心を高めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各植樹活動への支援 ・緑の少年団への支援

2-2 水産業

基本的な
考え方

○水産資源の維持・増大とともに、品質や付加価値の向上、担い手の育成・確保を図りながら、水産業の安定と振興を促進します。

施策	現在の状況
(1) 養殖・栽培漁業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 大成水産種苗育成センターでは、町内向けアワビ種苗の生産と漁業者からの要望が強いマナマコの増産体制を進めています。また、漁業者が行う荷捌所を利用した簡易採苗に対し指導、支援を行うなど、新たな取り組みを行っています。 道や管内関係町と連携し、檜山ニシンの資源復興へ向け、種苗放流を支援しています。 ウニやマナマコなどの前浜資源やアワビ・ホタテガイなどの増養殖事業を支援しています。 キツネメバルが延70万尾以上放流されており、混獲率が40%台と非常に高い比率となっています。
(2) 付加価値の向上や6次産業化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 檜山管内は、漁獲高が少ない地域であるため、付加価値を高め、魚価を上げる必要があることから、ブランド化等を推進しています。 観光担当と連携した水産物のPRを展開しています。
(3) 漁業後継者の育成や担い手の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の漁獲高が減少傾向にあるなか、新規就業者は少ない状況ですが、新規就業者、後継者などの担い手の確保に努めています。
(4) 沿岸漁業の生産環境を向上させます。	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲の増大等を目的として魚礁の造成などを行っています。 磯焼け対策として、漁業者が行う藻場の保全活動へ支援をしています。 サクラマス資源の回復のため、河川環境の整備、機能回復のための取り組みを進めています。 密漁防止対策協議会を設置し、監視パトロールを行っています。
(5) 漁港の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 町内には15の漁港があり、漁港漁場整備事業をもとに、漁港の計画的な整備に努めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	ウニ、マナマコの水揚金額 [年間] (百万円)	245	265
	養殖経営体数(経営体)	10	15
	マナマコ種苗生産量(大成水産種苗育成センター) [年間] (万粒)	50	70

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 安定した前浜資源の維持・増大が必要です。 未利用漁場に生息するウニの活用、適正な移植管理など即効性のある対策を推進するうえで、安定した餌料の確保が課題であり、対応が必要です。 養殖漁業の着業者数を増やす取り組みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 種苗の放流 大成水産種苗育成センターを核としたマナマコの生産 ウニ種苗購入、移植経費への支援 新たな養殖の取り組みと着業の促進
<ul style="list-style-type: none"> 新たに加工に取り組む漁業者や団体の掘り起こしが必要です。 製品によっては加工を行う人の減少、担い手の不足が課題であり、対応が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 水産物のブランド化や加工品販売の推進
<ul style="list-style-type: none"> 漁業者の高齢化や減少が続いているなか、さらなる担い手の確保が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業担い手奨励金制度による支援 北海道漁業就業者促進協議会と連携した支援
<ul style="list-style-type: none"> 鋼製魚礁など、効果が確認されている施設の有効活用や増設の検討が必要です。 藻場、磯焼け対策については新成地区で効果が現れており、当該地区をモデルに取り組みを進めることが必要です。 海獣被害や密漁に対応していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型魚礁などの設置 磯焼け対策の推進 藻場の造成 ダムスリット化[※]の要望 海獣被害の防止 密漁防止対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> 機能保全事業等を活用した維持管理を行い、漁業者の生産向上や安全確保に努めることが必要です。 現在利用状況が低調な漁港もあることから、それらの漁港の有効活用策を検討することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 漁港の計画的な整備 機能保全事業等を活用した維持管理 低利用漁港の活用

※えん堤にスリット（切り込み）を入れることです。

2-3 商工業

基本的な
考え方

○住民の身近な買い物の場や働く場である既存商工業の活性化を図るとともに、新たな商工業者の育成・増加を促進します。

施策	現在の状況
(1)魅力ある商店街づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で利用できるポイントカードシステムを導入しており、購買促進に努めています。 ・ふれあい市場では、5月から10月までの毎週土曜日に、地元の新鮮な海産物や農産物、加工品などを販売しています。
(2)商工会への支援と連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会の運営を支援しています。 ・中小企業に対し、経営の安定と近代化を促進しています。
(3)商工業の担い手の確保と育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手奨励金の交付を通じて、商工業の後継者や担い手の確保・育成に努めています。 ・信用金庫と連携した創業支援を行うための創業支援事業計画を策定し、平成29年度（2017年度）に国や北海道の認定を受けました。





		2017年の現状	2027年の目標
指標	新規創業者数〔累計〕(件)	0	4
	担い手育成者数〔累計〕(人)	0	10

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の魅力や購買者の利便性を向上させ、賑わいや売上に結びつけていくことが必要です。 ・ 町内外から人の流れを商店街に呼び込むことが必要です。 ・ 空き店舗が増えており、利活用を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ うきうきポイントカードなど共同サービスの実施 ・ うきうき商品券（ギフトカード）の発行 ・ 新規創業者への支援 ・ 新たな魅力ある店舗づくり事業の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会を通じ、商業者への継続した支援を行うことが必要です。 ・ 商業者相互の連携を強化するための相談体制を充実させることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会との連携強化 ・ 商工会活動に対する補助 ・ 経営安定の促進や融資制度の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者や新たに商業を希望する人のニーズを把握するとともに、関係機関と連携し、育成につながる支援を適切に行うことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者や担い手の確保・育成 ・ 女性部・青年部の活動支援 ・ 創業支援事業計画に基づいた創業支援



2-4 観光

基本的な考え方	○町内にある多彩な資源を観光振興にいかし、海外も含め広く情報発信することで、交流人口の拡大に努めます。
---------	-----------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)観光を推進する体制を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興に関する取り組みは観光協会が中心となっており、運営を支援しています。
(2)地域の資源をいかした観光を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行の受入やモニターツアーなど着地型観光に取り組んでいます。 ・地域の多様な観光資源を活用した新たな着地型観光を推進しています。 ・観光協会を中心に、体験観光を推進しています。 ・町内の飲食店や土産店の協力を得ながら、スタンプラリーやクーポン事業を実施しています。
(3)観光関連施設や観光スポットの整備充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には、三本杉岩、浮島公園、太田神社の三大パワースポットなどがあります。 ・狩場茂津多道立自然公園、檜山道立自然公園に指定されている美しい海岸線があり、親子熊岩やわかかけ岩などの奇岩が数多くあります。 ・民間宿泊施設のほか、公共の宿泊施設として、「国民宿舎あわび山荘」と「温泉ホテルきたひやま」があります。
(4)受け入れ体制を充実させ、観光客を誘致します。	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇向上につながる研修会に参加するなど観光客を受け入れる人材育成に努めています。 ・地域おこし協力隊の協力を得ながら、観光客受入体制の強化に努めています。
(5)魅力的な観光情報を積極的に発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ポスターや観光ガイドブックを通じて、観光PRを行っています。 ・SNS※を活用して、本町の観光に関する情報を広く発信しています。 ・観光協会と連携し、さっぽろオータムフェストをはじめ町外でのイベントに参加し、食の提供や情報発信を行っています。

※SNSとは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネット上で多くの人とつながりを持ったり、交流できるサービスのことで。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	観光客入込客数〔年間〕(国内)(万人)	23	30
	観光客入込客数〔年間〕(国外)(人)	91	200

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 観光に関する取り組みが増えているなか、観光協会事務局の体制を充実させることが必要です。 観光協会を中心に町内の関係機関の連携を強化することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光を支える人材の育成 地域おこし協力隊の配置 観光協会活動に対する補助
<ul style="list-style-type: none"> 既存の観光資源を有効に活用するとともに、新たな観光資源を発掘することが必要です。 体験メニューづくりや人材の確保など、着地型観光をより一層進めるための環境整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな観光・レクリエーションの充実 せたなの食が楽しめる企画 新たな体験メニューの創出
<ul style="list-style-type: none"> 町内観光スポットの整備 町で管理する老朽化が進んだ観光施設については、適正な維持管理に努めることが必要です。 多くの観光客を受け入れできる「国民宿舎あわび山荘」や「温泉ホテルきたひやま」の適正な維持管理や健全な経営に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光スポット、観光施設の整備充実 宿泊施設の安定した経営に向けた支援 道の駅の機能拡充
<ul style="list-style-type: none"> 観光客のニーズに合わせた対策が必要です。 主要な交通拠点から本町までの二次交通対策が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内宿泊施設、温泉施設、飲食店等の受入体制の整備 看板や標識の設置などインバウンド※対応の推進 レンタカー利用者宿泊推進事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> 町外での各種イベントにおいて、本町の観光資源や観光の魅力など、情報発信していくことが必要です。 豊かさや美味しさなど、せたなの食の魅力をより積極的にPRすることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光PRビデオの制作 観光ポスター、観光パンフレットの作成 せたなの食を通じた情報発信

※インバウンドとは「入ってくる」という意味で、海外から日本へ来る旅行（訪日旅行）のことです。

施策	現在の状況
(6)交流をうみ出すイベントを開催します。	・各区で行われている三大イベントを中心に、交流をうみ出すための特色あるイベントを開催しています。
(7)特産品開発、商品の磨き上げ、販路拡大を推進します。	・町内には地元で採れた、たくさんの食材があり、これらを使った加工品などがお土産となっています。
(8)広域で観光振興を推進します。	・奥尻航路活性化協議会や北渡島檜山4町地域連携推進協議会など広域連携による観光振興を行っています。

2-5 雇用、勤労者対策

基本的な考え方	○雇用創出や通年雇用の促進、企業の誘致などを通して、住民が働きたいと思う場が町内に増えるよう努めます。
---------	-----------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)町内での雇用や就労を促進します。	・雇用の創出を支援する事業などを通じて新規就労を促進しています。
(2)一年を通じて働ける雇用の拡大を促進します。	・通年雇用セミナーの開催や雇用相談窓口の開設、季節労働者の資格取得支援などを通じて、季節労働者対策に努めています。 ・季節労働者の雇用対策を行っています。
(3)本町の特長をいかし企業誘致や起業支援を行います。	・就労の場の確保のため、企業誘致を進めており、企業や風力発電事業者などの誘致を行っています。



今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を有効活用し、本町の魅力が伝わるイベントの開催に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力をいかしたイベントの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・町内に豊富にある食材等をいかした特産品の開発や磨き上げを進めることが必要です。 ・町内の農漁業関係者との連携をはじめ、町外の人脈も活用・拡大しながら、商品開発や販路拡大を図ることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・せたなブランドの開発（特産品開発、商品磨き上げ） ・農水産物の販路拡大 ・商品開発、販売者との連携（料理人、バイヤーなど） ・地域おこし協力隊の配置
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体と連携し、広域観光による滞在型観光を推進することが必要です。 ・広域連携によってより効果が見込める観光振興についてはより一層連携を深め取り組むことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の発掘、商品の磨き上げ ・誘客の促進やプロモーション[※]の実施

※ここでは、町を知ってもらい来訪まで結びつくよう広く働きかける活動のことです。

		2017年の現状	2027年の目標
指標	企業誘致数〔累計〕（件）	0	1
	新規起業数〔累計〕（件）	0	4

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・町内に働く場が増えるよう促進することが必要です。 ・雇用に関する情報収集や情報発信を積極的に行うことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等との連携 ・雇用に関する情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・相談や調査を通じて事業主や労働者の現状を把握することが必要です。 ・渡島檜山北部での広域連携により対策を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節労働者の通年雇用化の支援 ・広域連携による雇用促進対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・起業のうえで魅力となる地域資源をPRすることが必要です。 ・起業を希望する人のニーズを把握し、企業誘致や起業につながる支援を適切に行うことが必要です。 ・後継者不足で担い手が減少するなか、創業者を発掘することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致などによる多様な就労の場の確保 ・創業者のための支援 ・Uターン、Iターン対策に向けた取り組み

第3章 自然を守り、安全にすごせるまち

3-1 環境保全、環境美化

基本的な
考え方

○住民や関係機関と連携し、自然環境の保全や環境美化、省エネを推進するとともに、環境保全意識の向上に努めます。

施策	現在の状況
(1)自然環境を保全し、美しい景観を守ります。	<ul style="list-style-type: none">・町内には一級河川の後志利別川が流れています。全国1級河川を対象とした水質ランキングで水質が最も良好な河川として、これまで全国最多の17回選ばれています。・北海道一級河川環境保全連絡協議会の方針に基づき、函館開発建設部を始めとする関係機関相互が連携し、河川の環境保全に努めています。また、後志利別川油流出事故の訓練に毎年参加しています。・町内会や地元の業者などの協力により海岸の清掃活動を行っているほか、関係機関と連携しながら、海岸漂着物等の回収・処理を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全に努めています。
(2)環境保全の意識づくりと活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・北部桜山衛生センターと連携し、ごみ処理に関する標語・ポスターの募集及び優良作品のポスター化、施設見学、環境ビデオ配付、定期的な啓蒙チラシの配布、広報等を行い、ごみの分別、減量化について意識を啓発・啓蒙する取り組みを行っています。
(3)地球温暖化対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・CO₂排出量削減のため、節電とエネルギー使用量の削減に継続して取り組みを行っています。
(4)環境美化の意識を高め、取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none">・町内の環境美化を進めるため、町内を巡回監視するほか、不法投棄防止看板の設置、空き地等の土地所有者等の管理意識を高めるための啓発などを行っています。・犬猫の適正飼育については、町広報紙等や看板設置による啓発を行っています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	全町一斉クリーン作戦回数〔年間〕(回)	1	1

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・後志利別川をはじめ町内の河川の保全に今後も努めていくことが必要です。 ・山や海岸の環境を保全し、豊かな自然景観を大切にすることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川への汚水・汚泥等の流出による水質汚濁に関する監視体制の充実 ・河川の保全意識の向上に向けた取り組み ・狩場山系や海岸線など豊かな自然環境・景観の保全 ・緑と海を感じる景観づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・小さい頃から環境を守り大切にしていこうという意識を醸成するため、啓発活動や実践的な活動を関係機関と連携し進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報などを通じた環境保全に関する意識の啓発 ・学校教育や生涯学習などを通じた環境に対する理解の促進 ・環境美化ボランティア活動（クリーン作戦）への参加促進
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、公共施設等で率先してCO₂排出量削減に向けた取組を進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所における取り組みの推進（照明器具の間引き点灯、空調設定温度の制限、クールビズ、ウォームビズの推進など）
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、テレビや冷蔵庫、洗濯機等の不法投棄が増加傾向にあり、対策が必要です。 ・犬猫の適正飼育については、飼い主等のモラルやマナーの向上に向けた取り組みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の未然防止 ・野焼きの未然防止 ・飼い犬のふん対策 ・野良猫被害対策

3-2 公園、緑地

基本的な考え方	○住民が安心して利用できる公園の維持管理に努めるとともに、管理体制も勘案しながら、花や緑のまちづくりを進めます。
---------	----------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)住民に親しまれる公園づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には児童公園が11か所あります。雪解け後と雪が降る前に地元の業者の協力により、毎年、遊具などの点検を行っています。
(2)身近で花や緑が楽しめる環境を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会など地域のコミュニティ活動の一環として、国道沿い、公共施設、学校等を中心に花いっぱい運動を展開しています。

3-3 火葬場、墓地

基本的な考え方	○火葬場の適切な維持管理とともに、墓地の環境保全に努めます。
---------	--------------------------------

施策	現在の状況
(1)火葬場の維持管理を適切に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には火葬場が2施設あり、計画的な改修を行い、施設機能の安定的な維持管理に努めています。
(2)墓地の整備や維持管理を適切に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には町営墓地が4か所あり、維持管理業務の一部を民間業者に委託し行っています。合計1,384区画を整備しており、平成29年（2017年）末で219区画の空きがある状況です。 ・町内会など、地縁に基づいた団体が維持管理している共同墓地は20か所あります。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	遊具定期点検回数〔年間〕(回)	2	2

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 遊具などの安全性を保つため、定期的な点検と、状況に応じた修理・更新が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 遊具などの安全対策と適切な管理
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化により、今ある花壇を継続して維持管理することが難しくなっており、国道沿いの花植栽について、植栽スペースの縮小や、一年草から多年草への転換などを検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民参加による花いっぱい運動の推進 家庭や事業所等での緑化の促進

		2017年の現状	2027年の目標
指標	火葬炉使用件数〔年間〕(件)	154	140

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 火葬場は必要不可欠な施設であり、葬儀を厳粛かつ円滑に執り行うため、施設内の設備等を良好な状態に保ち、安定的に維持することが必要です。 火葬業務は、現在2施設体制で行っていますが、少子高齢化による人口減少や施設の老朽化にともない、将来のあり方について検討をする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉等の計画的な改修や設備更新 2つの火葬場の将来のあり方の検討
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や少子高齢化の進行にともない、町営墓地区画の新たな需要は見込めないものの、墓地の適切な管理、供給に努める必要があります。 町内会等が管理している共同墓地は、地域の人口減と高齢化にともない、管理が容易ではなくなっていることから、地域と行政の協働による維持管理が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 町営墓地の空き区画の利用促進 町営墓地の適切な管理 町内会など管理団体と連携した共同墓地の維持管理

3-4 ごみ処理、リサイクル

基本的な考え方	○ごみを減らす意識を町全体で高めながら、分別やリサイクルを促進し、ごみの焼却や埋め立てが減るよう努めます。
---------	-------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)ごみの分別徹底に努めながら、収集を適切に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみについては、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみに分けて収集しています。 ・年間排出量は微減少に留まっており、1人あたりの年間排出量は増加しています。 ・事業者に対しても、家庭系ごみ同様に分別の徹底、廃棄物の発生抑制及び再生利用の推進を指導や呼びかけにより行っています。
(2)ごみの減量化、リサイクルを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量に対する意識啓発と資源ごみのリサイクルを推進するため、回収団体の活動を支援しています。平成29年（2017年）現在登録団体数は38団体で、回収量は増加傾向にあります。 ・家電リサイクル法で定められた家電製品については、排出方法や義務外品引取協力店などを広報等で周知しています。 ・小型家電リサイクル法で定められた家電製品については、無料回収ボックスを役場と総合支所に設置し、再資源化に努めています。
(3)処理施設の維持管理や機能充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・本町のごみは、今金町と構成する北部桧山衛生センター組合で処理を行っています。ごみ焼却処理施設、ごみ破碎処理施設、リサイクルセンター施設で分別や処理が行われ、一般廃棄物と産業廃棄物の処理残さや直接搬入ごみ等については最終処分施設に埋め立てています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	北部松山衛生センター組合廃棄物処理量 [年間] (t)	7,000	6,330

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化により、自宅からゴミステーションまでの搬出が難しくなる住民も多くなることが考えられるため、対策を検討する必要があります。 ・地域の実情をふまえたゴミステーションの設置や維持管理への支援のあり方を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミステーションの設置、維持管理への支援施策の検討 ・家庭などから排出されるごみの分別収集の徹底 ・中間処理施設での分別処理の徹底
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化やリサイクルの取り組みに関し、適切な情報提供を行っていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの回収の促進 ・広報などを通じたごみの発生抑制・減量化及びリサイクルに関する意識の啓発、情報提供 ・法律に基づいたリサイクルの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生センター組合での埋立最終処分について、直接搬入される処理困難物系の廃棄物（住家や公共施設等の解体物、港湾清掃に係る廃棄物、海岸漂着物に係る廃棄物など）が増加傾向にあり、排出事業者についても協力を求めるなど対策を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連施設の維持管理、更新



3-5 消防、救急

基本的な
考え方

○火災を未然に防ぐ意識を広めていくとともに、発生時に迅速に対応できる消防・救急体制の充実に努めます。

施策	現在の状況
<p>(1)消防・救急体制の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 檜山管内の7町で構成する檜山広域行政組合消防本部に所属しています。 ・ 町内には、せたな消防署、せたな消防署瀬棚分遣所、せたな消防署大成支署の3つの消防拠点があります。 ・ 救急の現場での対応力を高めるため、救急救命士の人材育成に努めています。 ・ 地域や学校で救急に関する講習会を開催し、住民への普及に努めています。
<p>(2)消防団の活動を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団は北檜山消防団、大成消防団、瀬棚消防団の3団があり、それぞれの活動のほか連合消防団（協議組織）を設置して合同での活動も行っています。 ・ 消防団への加入促進については、町広報紙やホームページなどを通じて呼びかけています。
<p>(3)火災を未然に防ぐ意識づくりや環境の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署による立入検査をはじめ、各種啓発活動を通じて、火災を未然に防ぐことに努めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	救急救命士資格者数(人)	18	23
	消防団員数(人)	246	240

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両や資機材の更新については、計画的な更新に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な車両、消防資機材等の導入、更新 ・ 救急救命士の育成 ・ 医療機関と連携した救急体制の整備 ・ 救急に関する講習会の開催 ・ 消防施設の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の高齢化が進み、定員を満たしていない状況が見られます。津波浸水予想区域の見直しにより高い浸水予想が示されるなか、人員配置等の見直しが必要です。 ・ 消防団員の確保に向けて、より積極的に加入を促す必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の確保 ・ 人員配置や分団の見直し検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災警報器については設置後更新が行われていない状況も見られるため、設置とともに、更新についても促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災警報器の設置促進、更新促進



3-6 防災

基本的な考え方	○災害発生時に避難や受け入れが安全かつ迅速に行えるよう、防災に備える意識や体制を日頃からつくり、町全体で共有します。
---------	------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)自然災害が発生しないよう、未然防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れや地すべりなどの危険箇所については、順次、土砂災害警戒区域等を指定するなど、警戒避難体制の整備に努めています。また、関係機関に対し土砂災害の防止対策を要望しています。
(2)災害に強い基盤づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震診断は町民体育館を除いて実施済みであり、診断の結果改修が必要な施設については改修工事が完了しています。
(3)災害に対する意識づくりや備えを日頃から進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会単位で自主防災組織を結成するための活動支援を行っており、現在8つの組織があります。結成された自主防災組織に対しては、避難訓練等の活動に対し、活動費の補助や書類作成等の支援を行っています。 ・各種災害に備え、防災ハンドブックを作成し、全世帯へ配布するなど防災意識の高揚に努めています。
(4)災害時に必要な連絡・避難体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各世帯と希望する事業者に戸別受信機を設置し、町内各所に屋外拡声機の整備を行っています。 ・防災行政無線設備を一元的に管理するとともに、防災資機材の購入を計画的に進め、災害時の対応強化に努めています。 ・長万部町、八雲町、今金町と「北渡島・檜山北部4町災害時相互応援に関する協定」を締結し、災害発生時に相互に支援できる体制をつくっています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	土砂災害警戒区域指定数〔累計〕(件)	35	194
	自主防災組織結成数(団体)	8	18

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域の基礎調査を終えた箇所については、区域指定に向けた住民説明会を実施することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊防止事業の推進 治山・治水事業の促進 海岸保全事業の促進 土砂災害警戒区域指定に向けた住民説明会の開催
<ul style="list-style-type: none"> 計画的に公共施設の耐震化を実施するとともに、必要に応じて改修工事を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の耐震化の推進
<ul style="list-style-type: none"> 新たな自主防災組織の結成を促進するとともに、活動の支援を行うことが必要です。 防災ハンドブックについては、必要に応じて見直しを実施し、全世帯へ配布することで防災に対する意識や知識を高めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の育成 地域ぐるみでの防災訓練の実施 防災ハンドブックの点検・見直し
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時にも安定した無線放送を提供するため、防災行政無線設備を適正に維持管理することが必要です。また、防災行政無線のデジタル化についても進めていくことが必要です。 災害時に早急な対応ができるよう、防災資機材の確保と避難所の環境整備が必要です。 被災者に迅速な支援が行えるよう、各種団体と防災協定を結び、支援体制の強化に努めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線を含めた総合的な機能充実 防災活動に必要な資機材の充実 災害弱者への支援体制の整備（避難行動要支援者名簿の運用） 災害時の広域応援体制の整備 各避難所、避難場所の防災機能の充実 防災行政無線のデジタル化

3-7 交通安全、防犯、消費者対策

基本的な考え方	<p>○交通事故の被害者、加害者にならないよう意識啓発を行うとともに、事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます。</p> <p>○多様化する犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識を高め、地域ぐるみでの防犯体制の充実に努めます。</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)交通安全の意識を高め、取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導員による自転車教室、高齢者対象の集会時等での啓発活動を実施しています。 ・交通安全期別運動期間等では、主要道路の交差点や横断歩道等で、町内会・PTA・子ども会等と連携し、登校児童生徒等に声掛け運動を展開し、通行車両等に交通安全啓発に努めています。
(2)交通事故を未然に防ぐ環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明灯については、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）の間に、損傷が激しいものから計画的に更新を進めています。 ・交差点改良やカーブミラーの設置については、道路状況の確認や住民の要望により随時進めています。
(3)防犯意識を高め、地域防犯体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動の一環として、町内会等が自主的に維持管理している防犯灯の保存・移設・撤去を行っています。 ・他の関係団体との連携を図り、ハガキやチラシ等、町内要所での街頭啓発などを通じて防犯意識の向上に努めています。 ・特殊詐欺発生時における二次被害防止対策として迅速な広報活動が必要であり、平成29年度（2017年度）から警察署を中心とした伝達ネットワークを形成し、行政防災無線を通じて、速やかに住民周知を行っています。 ・各区内の関係機関・団体と連携しながら、祭典時の巡回指導などを行っています。
(4)住民を消費者被害から守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレット等を全戸配布し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めています。 ・消費者からの相談に対応するため、地域包括支援センターと連携し、消費者セミナーを開催するなど相談業務の充実に努めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	死亡事故発生件数〔年間〕(件)	2	0
	高齢者等交通安全講話開催数〔年間〕(回)	1	3
	高齢者等交通安全講話参加者数〔年間〕(人)	40	120

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動には、一部の町内会やPTAなどの協力もありますが、交通安全指導員の担い手が不足しており、交通安全啓発に係わる人材育成や、地域ぐるみでの交通安全に向けた活動の推進が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや高齢者などを対象とした交通安全教育の充実 交通安全指導員や町内会等による街頭指導 高齢者の免許証自主返納に係る環境づくりの促進
<ul style="list-style-type: none"> 交通事故による被害発生を防ぐため、将来にわたり安全、安心な道路環境づくりを進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点の改良に向けた要請 道路照明灯の更新 カーブミラーの設置
<ul style="list-style-type: none"> 町内会等の管理している防犯灯が継続的に維持管理されるよう支援が必要です。 住民の防犯意識向上を図るため、行政防災無線を利用し、注意喚起や犯罪情報などを迅速に伝達することが必要です。 被害者となりやすい高齢者、子どもを犯罪から守るため、防犯協会を中心に地域ぐるみで防犯体制を強化することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全パトロールの推進 防犯意識の向上に向けた取り組み 防犯協会の機能強化、情報共有の推進
<ul style="list-style-type: none"> 被害事例や予防対策等の情報提供に努め防犯に向けた啓発に努めることが必要です。 関係機関と連携し、消費者の被害を防止するネットワークを強化することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害事例や予防対策などの情報提供 消費者の意識啓発 北海道消費生活センターなど関係機関と連携した相談受付

3-8 地域自然エネルギー

基本的な
考え方

○風力や太陽光、温泉熱など、町内にある自然由来のエネルギー活用を促進し、エネルギー自給率を高めます。

施策	現在の状況
(1)風力や太陽光をいかした新エネルギーの導入を促進します。	<ul style="list-style-type: none">・町内には、日本初の洋上風車である「風海鳥」があります。また、民間事業者による大型風力発電所が設置されています。・町内には、民間事業者による太陽光発電所が設置されています。・北海道再生可能エネルギー振興機構へ加盟し、情報の収集に努めています。
(2)温泉熱をエネルギーとして活用します。	<ul style="list-style-type: none">・町内の公共施設等では、温泉熱を暖房に利用しています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	風車設置数(基)	8	19

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「風海鳥」の耐用年数が平成32年（2020年）までとなっているため、適正な管理運営を継続し、固定価格買取制度終了後どのように運営していくかの検討が必要です。 ・環境アセスメントの規制がない小型の風力発電については、設置規制を検討することが必要です。 ・風力発電以外の新エネルギーについても、自然環境との調和や地域振興への効果などをふまえながら、活用に向けた調査研究を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電事業の推進 ・小型風車設置におけるガイドラインの策定 ・洋上風車「風海鳥」の売電先の検討及び管理・運営（平成36年（2024年）1月～） ・新エネルギーの活用に向けた調査研究
<ul style="list-style-type: none"> ・安定した湯量の確保に努めながら、地熱資源を有効に活用していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉熱利用に関する設備等の維持管理、更新 ・安定した湯量の確保



第4章 だれもが便利さを実感できるまち

4-1 住宅、宅地

基本的な
考え方

○町営住宅の適切な維持管理や宅地の分譲、空き家等の発生抑制や有効活用などを通じて、居住環境の向上や移住定住を促進します。

施策	現在の状況
(1)町営住宅の管理、改修を計画的に進めます。	<ul style="list-style-type: none">・町内には平成28年度（2016年度）末現在652戸の町営住宅・特定公共賃貸住宅があり、せたな町町営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の改善などを進めています。平成27年度（2015年度）には事業の進捗状況や社会情勢の変化、町営住宅の役割をふまえた需要を適格に把握するため、計画の見直しを行いました。
(2)宅地の造成、分譲を進めます。	<ul style="list-style-type: none">・川沿地区と夕陽が丘で宅地分譲を行っています。
(3)空き家、空き地の適正管理を促進します。	<ul style="list-style-type: none">・平成28年度（2016年度）から空き家バンク制度を開始し、町内にある空き家を登録してもらい、せたな町に移住したい、町内に一軒家が欲しいという方とのマッチングをお手伝いしています。・平成29年度（2017年度）から経年劣化等で倒壊や建築部材の飛散の恐れがある、特定空家[※]と認定された空き家等の解体工事助成を行っています。

※空家等対策特別措置法では、「特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう」とされています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	町営住宅等管理戸数(戸)	641	512
	空き家バンク登録戸数(戸)	2	20

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい財政状況をふまえ、大量の更新需要に対し計画的で効率的な整備の実施、既存住宅の老朽化を予防する維持管理への転換など長寿命化を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町営住宅等の建替、改修、除却
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地に対する需要をふまえて、それらに応じた造成、分譲を進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地の造成、分譲
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度（2015年度）に空家等対策特別措置法が施行され、空き家対策の推進が求められています。所有者不明等の空き家については特定空家となりうることもあり、対策を進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家・空き地の有効利用 ・ 空き家バンク制度の推進 ・ 空き家等の除却促進 ・ 空き家を活用した移住、定住対策の取り組み



4-2 上下水道、し尿処理

基本的な考え方	○上下水道の施設を計画的に更新するとともに、浄化槽の設置や適切な維持管理を促進し、安全な水の供給と環境負荷の少ない排水処理に努めます。
---------	---------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)水道施設の維持管理に努めるとともに、安定した事業運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・水道については、簡易水道事業により水道の供給を行っています。大成区においては、平成27年度（2015年度）に完成した水道施設から供給しています。 ・平成22年度（2010年度）に3区の水道料金を統一し、平成27年度（2015年度）には消費税の外税化を行いました。
(2)下水道施設の維持管理に努めるとともに、安定した事業運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・大成地区と瀬棚地区は特定環境保全公共下水道事業、北檜山区は公共下水道事業により下水道処理が行われています。 ・町内には、北檜山下水処理場、大成浄化センターがあります。処理場の老朽化にともない、改築更新工事を実施しています。 ・汚水管、雨水管の布設を進めており、水洗化率は平成28年度（2016年度）末現在80.3%です。
(3)合併処理浄化槽の設置を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道計画区域外では合併処理浄化槽の設置を補助制度により進めています。
(4)適切なし尿等の収集及び処理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集運搬は、町が業務を委託し、適切に処理しています。 ・北檜山下水処理場では、平成24年度（2012年度）からし尿や浄化槽汚泥の処理を下水処理場で共同処理しています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	水道施設更新化率(%)	13.3	66.6
	下水道普及率(%)	80.3	82.4

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 水道事業統合については統合計画等が延伸されていますが、統合に向けて取り組んでいくことが必要です。 水道事業の公営企業会計への移行が必要です。 老朽化した施設を計画的に更新（長寿命化）することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 水源の確保 漏水、破裂の防止 老朽施設・老朽管の計画的な更新 漏水箇所の早期発見と改修 上水道施設の整備・更新 水道事業の公営企業会計への移行 水道事業統合の検討
<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進んでいる処理施設については、改築や更新を行うことが必要です。 未普及区域を解消することが必要です。 降雨によって浸水が想定される区域については、浸水被害の軽減等を図ることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域内の公共下水道の整備 計画的な施設改築更新工事 水洗化率の向上
<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽の設置とともに、適切な維持管理が行われるよう促進することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置促進 浄化槽の適正な維持管理に向けた指導
<ul style="list-style-type: none"> し尿収集量が減少するなか、し尿の収集運搬体制を維持していくことが必要です。 し尿や浄化槽汚泥が適正に処理されるよう、促進していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> し尿の収集運搬体制の充実 し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実

4-3 道路、情報基盤

基本的な考え方	<p>○国道、道道の計画的な整備を要請するとともに、町道を適切に管理し、安全な道路環境の維持に努めます。</p> <p>○情報通信の利便性が高まるよう、情報通信環境の向上を促進します。</p>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)地域高規格道路や国道の整備を要請します。	<ul style="list-style-type: none"> ・本町と長万部町を結ぶ地域高規格道路「渡島半島横断道路」は、計画延長L=60kmのうち、国縫道路L=14.9km、花石道路L=5.1kmが開通しています。
(2)道道の整備を要請します。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発道路北檜山大成線は、道道に引き継がれ、平成25年度（2013年度）に道道北檜山大成線として開通しました。
(3)町道の維持管理と道路環境の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁及び舗装、道路照明等については、地域の要望を反映しながら、年次計画により実施しています。 ・町道の除排雪については、業者に委託し実施しています。 ・北檜山区の市街地には、流雪溝、消流雪溝が設置されています。
(4)情報基盤の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には、一部を除いて光ファイバー網が整備され、高速ブロードバンドサービス※¹を受けられるようになりました。 ・役場をはじめ、道の駅、福祉避難所などをフリースポット化※²しています。

※1：高速で大容量の情報が送受信できる通信網を利用できることです。

※2：フリースポットとは、無料で使える無線LANに接続できる空間のことで、無料の無線LANが利用できるようにすることです。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	橋梁長寿命化修繕数〔累計〕(橋)	5	10
	道路照明建替数〔累計〕(基)	15	27
	道路舗装修繕延長〔累計〕(km)	0.9	5.8

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 渡島半島横断道路の未着手部分の早期整備完成に向けて引き続き関係機関へ要請します。 国道229号、230号の各種対策について引き続き整備要請が必要です。 現在整備中である瀬棚区的美谷トンネル整備についても早期完成に向けて引き続き関係機関へ要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> 渡島半島横断道路の早期整備の要請（国道230号） 国道229号にかかる越波対策、歩道設置、狹隘トンネル拡幅の要請
<ul style="list-style-type: none"> 北檜山区新成から大成区太田につながる道道北檜山大成線が開通したことで交通量が増加しており、狹隘部の対策をより一層関係機関へ要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> 道道の適切な維持管理 道道北檜山大成線の整備の要請 北海道新幹線開通に向けた近隣町を結ぶ幹線道路の整備の要請
<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり、安全、安心な道路網を確保するため、交付金を活用しながら、計画的に町道の整備、維持管理を進めることが必要です。 生活路線に配慮しながら、除雪を計画的に行い、住民の除雪の負担を軽減していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な町道の整備 橋梁の補修 道路舗装の補修 道路照明灯の設置（更新） 町道等除排雪業務委託 流雪溝維持管理業務委託
<ul style="list-style-type: none"> 情報通信基盤をより安定して利用できるよう、未加入者への加入を促進することが必要です。 公共施設等のフリースポット化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信ネットワークの利用促進 公共施設等のフリースポット整備

4-4 公共交通、港湾

基本的な
考え方

○現在あるバス路線やフェリー航路の維持に努めるとともに、中長期的な視野で町内の公共交通網のあり方を考え、取り組みを進めます。

施策	現在の状況
(1)バス路線の維持に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のバス路線は、せたな町～長万部町までの区間を運行する「瀬棚線」、せたな町大成区～江差町までの区間を運行する「檜山海岸線」、せたな町瀬棚区市街から瀬棚区須築を結ぶ国道229号の「瀬棚須築線」、せたな町北檜山区内の北檜山市街地～鶴泊団地までを運行する「太櫓線」、北檜山区～大成区までを運行する「久遠線」があります。 ・地域住民の移動手段を確保するため、函館バス等と連携し、生活路線・地域間交通の維持に努めています。
(2)地域公共交通網の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度（2017年度）に地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、地域公共交通に関する協議を進めています。
(3)フェリー航路の維持に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には本町と奥尻島を結ぶフェリー航路があります。 ・平成22年度（2010年度）に奥尻航路活性化協議会を設立し、奥尻町・江差町との3町連携により観光プロモーション等を進め、利用者の増加を促進しています。
(4)瀬棚港の整備を要請します。	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬棚港は、砂利・砂等の移出入など地域の産業を支える物流拠点としての重要な役割を担っています。また、漁火まつりの開催や、地域の公園として住民に親しまれています。 ・東外防波堤延伸やフェリー施設、上架施設等の維持補修を行っています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	バス路線「瀬棚線」乗車密度〔年平均〕(%)	5.0	5.0
	フェリー利用者数〔年間〕(人)	21,790	23,000

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車の普及や人口減少によりバスの乗客数は減少傾向にあるなか、住民がより利用しやすいバス運行となるよう検討・協議を行うことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス利用の促進 ・ バス路線の維持 ・ バス停（待合所）の維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通に関する住民アンケート等の結果をふまえ、持続可能な公共交通体系の構築に向けて取り組んでいくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の公共交通機関のあり方の協議 ・ 本町の実情にあった交通網の整備 ・ 地域公共交通網形成計画に基づく実証運行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥尻島と結ぶフェリー航路の利用状況を把握しながら、利用増加に向けた取り組みを3町が連携して進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥尻島を結ぶフェリー航路の維持 ・ 観光プロモーションによる観光誘客 ・ 檜山地域の活性化 ・ 乗用車利用への一部助成
<ul style="list-style-type: none"> ・ 静穏域の創出や港湾機能の充実をめざし、計画的に整備が行われるよう要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬棚港の計画的な整備

第5章 学びやスポーツが楽しめるまち

5-1 生涯学習

基本的な
考え方

○住民の協力を得ながら、子どもから大人まで、だれもが学ぶことができる機会や環境をつくります。

施策	現在の状況
(1)生涯学習を推進する体制や環境づくり、情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・情報センター、大成図書館などの各施設は、生涯学習活動や社会教育事業の場として開放・活用されています。平成29年度（2017年度）には旧瀬棚商業高校を改築し、瀬棚図書センター、瀬棚郷土館、瀬棚学童保育所を併設する生涯学習センターを整備しました。・生涯学習に関する相談や情報提供などを行っています。
(2)多くの住民が参加し学べる生涯学習の機会をつくります。	<ul style="list-style-type: none">・せたな町教育推進計画に基づき、年間を通して各種学級・講座を開催しています。・子育て中の住民や子ども達も参加できるよう、子育てに関わる講座の開催や放課後や休日を活用した体験活動などを行っています。・教えたい住民と学びたい住民をむすぶ学びあいネットワークにより住民主体の生涯学習活動を促進しています。
(3)学習成果や住民の知識などをまちづくりにいかします。	<ul style="list-style-type: none">・地域人材を活用した住民の相互学習を行っています。・学校支援事業に多くの住民がボランティアとして登録しており、学校での総合的な学習の時間などで活躍しています。
(4)住民が読書に親しめる環境をつくります。	<ul style="list-style-type: none">・町内には情報センター、瀬棚図書センター、大成図書館があります。・図書館システムの導入により施設間の相互貸借が可能となり、利用者の利便性が高まりました。・図書館相互の連携した取り組みやブックスタート事業により、乳幼児から高齢者まで読書に親しむ環境づくりを進めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	住民が自主的に開設した講座数〔年間〕(講座)	5	10
	図書館利用者数(3施設総数)〔年間〕(人)	11,000	13,000

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 多くの施設が老朽化しており、計画的に改修・整備を進める必要があります。 住民が主体的に学ぶことができる体制整備や支援を充実させる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の拠点となる施設の活用と設備の充実 学校施設の開放や既存公共施設の有効活用 生涯学習に関する情報の提供
<ul style="list-style-type: none"> 子育てや多忙、遠隔地により学習機会に恵まれない人も参加しやすい開設方法や日時設定が必要です。 各種学級・講座などの開催情報についてはより住民に伝わるよう情報提供に努めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級・講座の開催 子どもと大人が体験学習できる場の提供 全町から参加できる学びの場の提供(学びあいネットワーク事業)
<ul style="list-style-type: none"> 住民が持つ知識や技術を地域の中で発揮してもらえる環境づくりが必要です。 コミュニティ・スクール*の導入が求められるなか、学校・地域での連携が必要であり、地域学校協働活動事業をさらに充実させるための体制整備が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習ボランティアなど地域を知る人材の発掘・育成 小中学校への生涯学習ボランティアの情報提供
<ul style="list-style-type: none"> 図書施設相互及び学校図書室とのネットワーク化が必要です。 児童生徒の家庭での読書の時間が減少傾向にあるため、その対策を進めることが必要です。 住民のふれあいの場となる施設運営が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書資料の充実 各図書施設の相互連携による利便性の向上 子どもの読書活動の積極的な推進 家庭で読書に親しむ環境づくり 学校図書室との連携 乳幼児期に絵本にふれる機会の充実

*学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、地域とともにある学校づくりを進める取り組みです。

5-2 学校教育

基本的な
考え方

○学習指導要領に基づく教育とともに、本町の資源や特性をいかした教育を行い、確かな学力向上と豊かな心の醸成に努めます。

施策	現在の状況
(1)一人ひとりの基礎的な学力と体力を向上させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力」向上のため、児童生徒の個々の学習状況に応じた指導方法を工夫しています。 ・スポーツ活動を通じて体力の向上を図っています。 ・中学校栄養教諭による食育教育など、健康の保持増進に努めています。
(2)地域の資源を教材とした学習を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史をいかした体験活動など総合的な学習を行っています。 ・労働体験、福祉体験、自然体験等を通じた教育を行っています。
(3)人権を尊重する心や道徳性を養う教育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修などにより「道徳の時間」を改善・充実しながら、「私たちの道徳」を活用した教育を行っています。
(4)国際化や情報など時代に 応じた教育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報機器を活用しながら情報教育を行っています。 ・外国語指導助手(A L T)を各中学校へ週1・2回派遣し、外国語教育を行っています。
(5)読書活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館、情報センターと連携し読書活動を推進しています。 ・学校図書室の整備と図書施設とのネットワーク化を進めています。
(6)特別な支援を必要とする 児童生徒への教育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒の指導に関して、各校特別支援教育コーディネーターを中心に他の職員との共通理解を図りながら日常生活の指導や学習支援が行われています。 ・特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員・学習支援員を配置し、個別支援が行われています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	小中学校給食における地場産物使用割合 [年平均] (%)	20	30
	A L T 配置数(人)	1	2
	可動式コンピュータ1台あたり児童生徒数(人)	0	3

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・学力低下を防ぐため、学習習慣の定着を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の個々の学習状況に応じた指導 ・「確かな学力」の向上（基礎・基本の定着） ・スポーツ活動に接する機会の提供 ・健康安全指導や食育の推進を通じて、健康の保持増進
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校が相互に連携し、キャリア教育を推進することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史をいかした学習の推進 ・労働体験や福祉体験などを通じた学習の推進 ・食育の推進 ・小・中・高校連携キャリア教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度（2018年度）から小学校、平成31年度（2019年度）から中学校の道徳授業化にともない、教諭に対し研修への参加を勧める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別や偏見のない「豊かな心」を育む道徳教育の推進 ・道徳授業へ向けての研修参加
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、5・6年生で英語が教科として、また、3・4年生で外国語活動が導入されることから、小学校にA L T を派遣することが必要です。 ・情報・通信に関する技術を活用した教育（I C T 教育）を進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会に対応した教育の推進 ・外国語教育の充実や外国文化の理解など国際理解教育の推進 ・I C T 教育を推進するための環境整備
<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書室の整備と支援が必要です。 ・図書施設とのネットワークに向けた図書データの整理が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな心を育む読書活動」の推進 ・学校、家庭、地域が一体となった読書活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会便りの発行などを通して、特別支援に関する周知と理解を促進していくことが必要です。 ・関係機関との連携を密にし、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境づくりを進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの確かな成長を促進する専門員の派遣 ・各校への特別支援コーディネーターの配置 ・特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員・学習支援員の配置

施策	現在の状況
(7)学校施設を適切に維持管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる学校もありますが、児童生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、必要箇所の修繕について随時実施し、適正な維持管理に努めています。
(8)安全で地域色ゆたかな学校給食を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・給食については、学校給食センターで調理し、小中学校に提供しています。 ・せたな産なつぼしをはじめとする町内生産物や豆腐等の製造物を年間使用するなど地産地消に努めています。 ・時期的に使用可能な野菜類についても積極的に献立に取り入れるなど、安全で安心な給食の提供に努めています。
(9)地域に開かれた学校づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員の視点から、学校経営等について意見をいただき、地域の意向を把握した学校運営が行われています。
(10)児童生徒が安全に通学できる環境を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・各区内の関係機関・団体と連携しながら、登下校時や帰宅後の安全指導を行っています。 ・せたな町通学路安全推進協議会を開催し、関係者、有識者とともに通学路について危険箇所の見直しを行っています。 ・遠方からの児童生徒の登下校については、スクールバスやスクールハイヤーを運行しています。
(11)檜山北高等学校教育の振興を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬棚区、大成区から檜山北高等学校へバス通学している生徒で、北檜山区新成地区からの通学定期運賃を超える負担をしている生徒に対し補助を行っています。 ・小中学校におけるキャリア教育をはじめ、文化祭や学童保育などに高校生が参加協力を行うなど、地域との交流も行われています。





今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修（長寿命化）を計画的に進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーのある児童生徒に考慮し、アレルギー対応のための代替給食を検討することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心できる給食の提供 地場産物の活用 代替給食に関する情報収集
<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者、有識者を学校運営協議会委員に任命し、さまざまな視点から学校経営等について意見をいただき、地域の意向を把握した学校運営を行っていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会規則に基づいた協議会の設置、委員の任命、協議会の運営支援 コミュニティ・スクール[※]導入に向けた取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 関係者、有識者ととともに児童生徒が安心して通学できる環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全パトロールの実施 スクールバス、スクールハイヤーの運行
<ul style="list-style-type: none"> 本町にある高校が今後も維持存続されるよう、檜山北高等学校との連携を深めながら、支援や交流を進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒数の確保に向けた連携、支援 保護者負担の軽減

※学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、地域とともにある学校づくりを進める取り組みです。

5-3 青少年の健全育成

基本的な
考え方

○青少年がふれあいや体験などを通して健やかに成長できるよう、住民や関係機関と連携し、地域ぐるみで健全育成に努めます。

施策	現在の状況
(1)家庭での教育力の向上を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校やPTAと連携して、子どもに関する学習機会の提供に努めています。
(2)地域ぐるみで青少年対象の活動や取り組みを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成会やスポーツ少年団等と連携し、青少年を対象とした活動を促進しています。 ・休日や放課後を活用し、さまざまな体験プログラムを提供しています。 ・中学生を対象としたジュニアリーダー研修への派遣を行っています。 ・高校生をリーダーとした小学生との異年齢交流を行っています。
(3)青少年を非行から守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動本部を設置し、子どもに関わる諸問題の解決に取り組んでいます。 ・生涯学習講座などを通じ、児童生徒に直接アプローチしています。
(4)青年活動の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・青年活動を促進するため、学習機会や体験活動の場の提供に努めています。





		2017年の現状	2027年の目標
指 標	青少年や親子を対象とした講座数 [年間] (講座)	7	10
	青少年や親子を対象とした講座参加者数 [年間] (人)	240	300
	地域学校協働活動本部設置数(区)	1	3

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・実施する団体が限られるなど継続性が課題となっていますが、引き続き学習機会の提供に努めることが必要です。 ・各家庭が問題を共有し合うことができる環境づくりが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家庭教育に関する学習機会の提供 ・子育てに関わるリーダーや指導者の養成 ・家庭教育に関する相談の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの減少により子ども会活動の低迷が見られるため、活動プログラムの提供等が必要です。 ・子どもが参加できる体験プログラムの充実が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会やボランティアに支えられた地域の青少年健全育成活動への支援 ・青少年がスポーツや文化活動に参加する機会の確保 ・社会貢献やボランティアなど青少年の社会活動の参加促進 ・ジュニアリーダー研修への参加や交流事業などを通じた青少年リーダーの養成・確保、人材の発掘・活用
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール※の設置にともない、学校と地域が協働した取り組みを進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行防止対策の推進（薬物乱用防止対策や補導活動、相談体制など） ・地域人材をいかした学習プログラムの提供
<ul style="list-style-type: none"> ・青年相互の交流機会をつくるなど、青年が集い、地域で積極的な活動を進めるきっかけづくりが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青年が集い交流できる場の提供 ・青年サークルづくりに向けた支援

※学校・家庭・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、地域とともにある学校づくりを進める取り組みです。

5-4 芸術、文化

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術や文化にふれたり、自ら活動する機会の充実に努めます。 ○地域にある文化財や郷土芸能の保全、伝承に努め、次代に継承します。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)住民主体の文化活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化団体と連携した取り組みを通じて、住民の主体的な文化活動を支援しています。 ・日頃の活動を発表・展示する機会として、展示会を開催しているほか、各区で町民文化祭を開催しています。
(2)芸術や文化にふれる機会をつくれます。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して、文化講演会や芸術鑑賞機会などを計画的・継続的に提供しています。
(3)有形の文化財の保存に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には埋蔵文化財包蔵地が70か所に点在しており、保存に努めています。 ・町内には「南川遺跡出土の遺物」北海道指定有形文化財のほか、有形の町文化財として「兜（明珍信家作）」「青い目の人形」「荻野吟子の遺品・資料」「阿波浄瑠璃人形」が登録されています。 ・文化財や郷土資料は、情報センター、瀬棚郷土館、大成郷土館などに保存展示されています。
(4)無形の文化財や郷土芸能等の伝承に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財として「久遠神楽」が指定されているほか、「松前神楽」「二俣風神太鼓」「浮島竜神太鼓」などの郷土芸能があり、学校や地域において伝承活動が継続されています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	文化協会加盟団体数(団体)	26	30
	文化財保護及び伝承に関する講座数 [年間](講座)	6	18

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 文化活動の活性化と広がりが見られるようになっており、今後も団体やグループの自発的な活動を促進するとともに、住民へ活動機会を提供することが必要です。 さまざまな場面で展示会を開催するなど、発表機会を提供することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化団体の自主的運営の促進、指導者・後継者の育成 自主的な文化活動グループの活動促進 町民文化祭をはじめ活動の成果を発表する機会の充実 施設のスペースを活用した町民ギャラリーの開催
<ul style="list-style-type: none"> 芸術にふれる機会として、定期的に鑑賞機会を提供していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 芸術に身近に接する機会の提供
<ul style="list-style-type: none"> 文化財や郷土資料を活用した学習機会の提供が必要です。 学校や地域において、文化財や郷土資料を活用した「ふるさと学習」の推進を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区の歴史を伝える郷土館等の管理・運営 地域の歴史文化を学ぶ機会づくり 児童生徒が文化財や郷土資料にふれる機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の減少や後継者不足により伝承活動が中止になるなど、郷土芸能活動の低迷が続いており、継承に向けて取り組むことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や生涯学習の場などを通じた郷土芸能等の継承 地域に根ざした文化活動を行っている人材・グループの育成 郷土芸能発表イベントの開催

5-5 スポーツ

基本的な考え方	○競技スポーツに加えて、健康づくりや交流を目的としたスポーツが楽しめる機会を広げ、多くの住民がスポーツに親しめるようにします。
---------	-----------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)健康づくりや誰もが参加できるスポーツを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・成人を対象に健康づくりに関する講座を開催しています。 ・子どもから高齢者まで対象別のスポーツ教室を開催しています。 ・誰もが楽しめるニュースポーツ、軽スポーツの普及に努めています。 ・B & G海洋センターにおいて、海洋スポーツの普及に努めています。
(2)競技スポーツを振興します。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、スポーツ少年団などのスポーツ団体があり、自主的な活動を支援しています。 ・全道全国大会出場者に対し、補助金を交付し支援しています。 ・優秀な成績を収めた住民に対しては、顕彰を行っています。
(3)スポーツ施設の整備、維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には体育館、野球場、プール等のスポーツ施設があり、住民が日常的に利用しているほか、社会体育事業の拠点として利用されています。 ・学校の体育施設を開放し、スポーツ活動の場として利用しています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	スポーツ教室参加者数〔年間〕(人)	757	850
	体育施設利用者数〔年間〕(人)	61,600	67,800

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ教室など、運動を通じた健康づくりを引き続き推進していくことが必要です。 ・住民の交流を深めるスポーツ事業を普及していくことが必要です。 ・海洋スポーツの指導者やリーダーを養成し、活動の活性化を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体系的な活動プログラムの開発 ・軽スポーツなど運動を通じた健康づくりの推進 ・子どもから高齢者まで、誰もが参加できる各種スポーツ教室や交流会等の開催 ・ニュースポーツ、軽スポーツが楽しめる用具の貸出し ・スポーツ・レクリエーション団体の活性化や指導者の育成 ・スポーツに関する情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・競技力向上のための学習機会を継続的に提供していくため、指導者の招へい・養成が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツ選手やオリンピックの招へいによる、スポーツの普及や技術の向上促進 ・少年期におけるスポーツ技術の向上、競技スポーツへの意識向上の促進 ・全道全国大会出場者に対する支援、奨励
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの施設が老朽化しており、今後も計画的に改修・整備を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存スポーツ施設の適切な維持管理 ・学校体育施設の開放 ・住民が利用しやすいスポーツ施設の改善や改修 ・町内スポーツ施設の有効利用と適切な施設配置の検討



第6章 みんなの創意工夫が光るまち

6-1 コミュニティ・まちづくり活動

基本的な
考え方

○住民主体のコミュニティ活動が継続、活性化するように支援するとともに、目的やテーマごとに住民が主体的に行うまちづくり活動を支援します。

施策	現在の状況
(1)各地域の自主的なコミュニティ活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none">・町内には66の町内会があり、それぞれ地域で活動を行っています。・地域活動等推進事業補助金交付要綱を定め、町内会等のレクリエーションやボランティア活動などコミュニティ活動に対する支援を行っています。・自治会等活動保険に加入し、住民が安心して参加できるように支援しています。・自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、各地域の伝統行事の継承に努めています。・各町内会に地区担当職員を設置し、地域で行われる行事への協力や地域課題の問題解決への助言などに努めています。
(2)コミュニティ活動の拠点施設の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・町内には、コミュニティ活動の拠点となる集会施設があり、維持管理については、各区の事情に応じて行われています。
(3)住民の自主的なまちづくり活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none">・住民が自主的に行うまちづくり活動に地域活動等推進事業補助金を交付し、住民主体によるまちづくりを促進しています。
(4)協働型のまちづくり事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・本町の協議事項を各区の地域協議会において検討・協議し、各地域のまちづくりに反映させています。・イベント事業を企画・運営する実行委員会を住民や事業所の参加により組織するなど、住民との協働によるまちづくりを進めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指 標	地域活動等推進事業によるコミュニティ活動実施町内会数(件)	20	30

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等活動に対しての支援に引き続き努めるとともに、他市町村の優良活動事例などの情報を町内会等に提供するなど、コミュニティ活動の活性化を促進していくことが必要です。 ・既存の町内会組織では、高齢化や人口減にともない、町内会活動が難しい状況も見られるため、組織の見直しなどを検討することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動組織の支援 ・防災や防犯、福祉など地域独自の地域活動の支援 ・地域リーダーの育成 ・祭りや伝統行事など地域の人たちが参加するコミュニティ事業の支援 ・町内会活動への情報提供 ・地区担当職員の配置
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む施設も増え、新たな施設の整備が必要となる一方で、人口減少に伴う地区の見直しについても検討することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設の整備や管理体制の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ・現状では全町的なまちづくり活動は少ないため、活動を促進していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体などの活動支援 ・自発的なまちづくり活動組織の育成
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を管理・運営できる民間業者の選定が課題となっており、民間との協働による管理・運営を検討することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の協議会の機能充実 ・イベント企画・運営など住民や事業所が参画する協働型事業の推進 ・民間との協働による公共施設の管理・運営の検討

6-2 人権尊重、男女共同参画

基本的な考え方	○人権を尊重する意識の普及や、性別による固定的役割分担意識の解消に努め、偏見や差別のない、だれもがあらゆる分野で活躍できる社会になるよう努めます。
---------	---------------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)人権を尊重する意識を普及させます。	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動ができるよう、広報による啓発や、人権の花運動などの啓発活動を行っています。 人権擁護委員による人権相談を定期的実施しています。
(2)男女平等意識の普及を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭、地域や団体等において、男女平等意識の普及に努めています。 平成29年度（2017年度）に「男女が互いに協力し、支え合うまちづくり」を基本理念とする、男女平等参画基本計画を策定しました。
(3)男女が共に力を発揮できる社会づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが活動の場を広げ、あらゆる分野に多様な考え方が取り入れられるように努めています。
(4)男女が共に安心して暮らせるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 女性や子どもに対する暴力の根絶や、障がいがあることなどの困難な状況でも自立し、安心して暮らせるように努めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	女性委員登用率(%)	18.8	25.6

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 啓発や情報提供などを通じて、多種多様化する人権侵害、人権問題に対する理解を深め、人権尊重のまちづくりを進めることが必要です。 関係機関との連携を深め、人権侵害に対して相談に応じ、速やかに対処できる体制の充実が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の花運動等の事業実施による人権尊重意識の普及 各種イベントに合わせた人権啓発活動の実施 人権に関する各種相談の窓口の設置 人権侵害への迅速で適切な対応に向けた的確な情報提供
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画についての正しい理解を促進するため、情報提供や啓発を行うことが必要です。 男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず、誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野における活動に参画できることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体などに対する意識啓発の推進 町広報紙やホームページによる情報提供 男女共同参画に関するパンフレット等での啓発
<ul style="list-style-type: none"> 男女の意見がともに反映される地域づくり、まちづくりを進めることが必要です。 男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を促進することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 職場における仕事と家庭の両立支援 育児、介護休暇など男性の利用促進 審議会等委員への女性の登用促進 職場での管理職などへの女性登用促進
<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康づくりを支援することが必要です。 男女共同参画の視点に立ち、住民それぞれが互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めることが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 安心して子どもを産み育てることができる母子保護の向上 性に関する正しい知識と理解を得るための思春期教育の推進

6-3 広報、広聴

基本的な考え方	○本町の情報や伝えたいことを分かりやすく伝える広報に努めるとともに、さまざまな機会を通じて住民の声をより多く集める広聴に努めます。
---------	-------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)分かりやすい広報に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、広報紙「広報せたな」を発行し世帯に配布しているほか、町の公式ホームページ等で情報を提供しています。 ・広報編集委員会を月に1回開催し、各課の情報を取りまとめ、広報紙・ホームページで提供しています。
(2)制度に沿って情報公開を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の取り扱いに留意しながら、適切な対応に努めています。
(3)多くの声を集める広聴に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会を開催し、町内会からの要望事項の対応や情報提供に努めています。 ・移動町長室を実施し、広く住民からの声を聞くことに努めています。





		2017年の現状	2027年の目標
指標	地区懇談会開催回数〔年間〕(回)	6	6
	移動町長室開催回数〔年間〕(回)	12	12

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用し、本町の情報を速やかに提供できるよう努める必要があります。 ・高齢者や障がい者等にも見やすいホームページを意識し、改善していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙による広報の充実 ・ホームページによる広報の充実 ・町ホームページのリニューアル
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も個人情報の適正な取り扱いに留意しつつ、情報公開制度を適正に運用していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度の充実と制度の効果的な利用促進 ・個人情報保護に係る適正な取り扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・より広く、多くの人から意見が収集できるよう、広聴機能を高めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区懇談会の開催 ・移動町長室の定期的な実施 ・町ホームページを活用した広聴機能の充実



6-4 国内外交流、連携、町の情報発信

基本的な考え方	○国内外の地域や人たちとさまざまなテーマで交流したり、せたな町について広く情報発信することにより、ひとづくりや地域の活性化につなげます。
---------	----------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)本町とゆかりのある地域との交流を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流全般にわたる事業の推進をめざしています。 ・ふるさと会として、札幌に「在札太檜会」、東京に「東京せたな会」があり、本町の情報伝えるとともに、ふるさと会に参加し交流をしています。
(2)国際化に対応できるひとづくり、環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手による英会話教室を開催しています。 ・外国語でも提供できるように表示をリニューアルするなど、国際化に向けて取り組んでいます。
(3)他の地域と連携し、地域の活性化に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・北渡島檜山の4町（八雲町、長万部町、今金町、せたな町）で物販、町のPR、スポーツイベントなどを共同で行っています。 ・檜山管内7町の連携により、滞在型観光商品の開発に向けた取り組みを進めています。 ・半島振興事業を活用し、隣町である今金町と連携し、婚活イベントを開催しています。
(4)本町のPRや情報発信を積極的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・せたな町誕生10周年を機に誕生した本町のマスコットキャラクター「セターナちゃん」は、町内はもちろん、町外への情報発信・PRに活用されています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	セターナちゃんを活用したPR活動回数〔年間〕(町内会)	26	40

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな国際交流派遣・受入れ事業等について推進することが必要です。 ・本町の情報をふるさと会へ、積極的に発信していくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流推進協議会の支援 ・ふるさと会への情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・本町を訪れる外国人観光客が増えており、町内の情報発信を外国語で行なえる人材育成が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化の視点を取り入れた講座等の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線の開業による人の流れを作ることや、滞在型観光を推進していくことなど、他の自治体と連携して行うことでより効果の高い取り組みを進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北渡島檜山の4町との連携による地域活性化 ・檜山管内7町の連携による地域活性化 ・せたな・今金2町の連携による地域活性化
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人まで親しみやすいセターナちゃんを積極的に活用し、本町のPRを行っていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セターナちゃんの活用、グッズの作成・販売 ・各種イベントへの参加を通じた本町のPR



6-5 行財政運営

基本的な考え方	<p>○変化、多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めるとともに、住民が利用しやすい役場づくりを心がけます。</p> <p>○持続可能な自治体経営をめざし、限られた財源で大きな効果を生み出す行財政運営に努めます。</p>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	現在の状況
(1)まちづくり課題に迅速に対応できる行政運営体制をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営体制については、柔軟かつ合理的な組織であることをめざし、必要に応じて本庁、総合支所の組織・機構を見直しながら、さらなる行政執行の効率化に努めています。 職員個々の能力向上や意識改革、政策立案能力のスキルアップを図るため、研修などを通じて職員の資質向上に努めています。
(2)事務事業の管理と見直しを着実に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価調整会議及び事務調整会議を開催し、事務事業の全体把握を行い、必要に応じて見直しを行っています。
(3)窓口の対応や利便性向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 接遇に関する研修を受講し実践するなど、来庁者等に対する適切な対応に努めています。 町のホームページ上から行政各分野における各種申請書をダウンロードできるようにしています。
(4)適正・公平な課税と徴収に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 課税客体を正確に把握し、適正な課税を行うよう努めています。 町税徴収率は98%台で推移しています。
(5)健全な財政運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 繰上償還の実施や定員適正化計画による職員数の抑制など財政の健全化に取り組み、財政健全化判断比率等財政指標を改善しました。 公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、平成28年度（2016年度）に公共施設等総合管理計画を策定しました。 普通交付税については、平成33年度（2021年度）からの一本算定に向け、平成28年度（2016年度）から段階的に縮減されているなか、限られた財源の効果的な配分に努めています。
(6)広域行政を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理やリサイクル、消防などの行政サービスを、北部桧山衛生センター組合、檜山広域行政組合などの一部事務組合で行っています。 安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏からの人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することを目的とした「定住自立圏」を、函館を中心に渡島・檜山管内で形成し、広域的な取り組みを進めています。



		2017年の現状	2027年の目標
指標	財政調整基金残高(百万円)	【H28】 1,698	1,969
	経常収支比率(%)	【H28】 82.4	80%以下
	広報等による財政状況公表回数〔年間〕(回)	2	2

今後必要なこと	取り組む内容
<ul style="list-style-type: none"> 多様化する行政ニーズ、行政課題に対応していくため、行政組織の見直しを続けるとともに、講師を招いた研修会の開催や町外で開催される各種研修会への積極的な参加促進により、職員の資質の向上に努めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱の見直し 行政改革推進計画、職員適正化計画の見直し 人材育成基本方針の見直し 行政組織の見直し 職員の資質の向上に向けた研修会の開催、研修会への参加促進
<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果や優先性をふまえながら、より一層の事務事業の見直しを進めていくことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業全般の見直し 事務手続きの簡素化
<ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりがおもてなしの心を持ち、より良い窓口対応を行うことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 親切、丁寧な窓口対応 町ホームページの充実による行政サービスの向上
<ul style="list-style-type: none"> 地方税の電子化推進に対応したシステム整備を進め、体制を強化・充実させることで、住民の利便性と税に対する理解の向上が必要だ。 町税徴収率の維持向上を図り、自主財源を確保することが必要だ。 	<ul style="list-style-type: none"> 申告支援システムの導入 固定資産家屋情報システムの導入 租税教育の実施(小中学校) 滞納処分の強化 滞納整理機構の活用
<ul style="list-style-type: none"> 財政環境の変化に柔軟に対応するため、今までの概念に固執せず財政指標の適正化、改善に取り組み、健全な財政運営に努めることが必要だ。 公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担を軽減し平準化していくことが必要だ。 町有財産は、本町の貴重な財産として有効に活用することが必要だ。 普通交付税の一本算定に対応するため、適切な事業選択(予算規模の適正化)やさらなる財源確保に努めることが必要だ。 	<ul style="list-style-type: none"> 投資的事業の選択による公債費負担の適正化 有利な起債の活用 効果的な事業推進と地方債の残高抑制のため繰上償還の実施 財政計画の策定 創意工夫による経常経費の削減 財務会計システムの更新 普通交付税の段階的な縮減に対応したより一層の財源確保 町有財産の有効活用
<ul style="list-style-type: none"> 現在行っている広域行政について今後も連携を深めていくとともに、費用対効果や波及効果などが高いものについては、新たな連携について検討していくことが必要だ。 	<ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏の推進 新たな広域行政に向けた情報収集



資料

1 策定経過

【平成28年度】

期 日	作 業 内 容
9月6日	第1回せたな町総合計画策定審議会 ・ 審議会委員委嘱 ・ 正副会長の選任 ・ 第2次せたな町総合計画策定にかかる諮問 ・ 策定基本方針等の確認
9月7日	北海道新聞道南版にて本計画策定記事掲載
9月21日	町広報10月号発行（審議会開催記事掲載）
9月27日～	中学生まちづくりアンケート ・ 町内3中学校へ調査依頼し、全生徒を対象に実施 ・ 回収状況 北檜山中学校 99人中 90人 回収率 90.9% 瀬棚中学校 61人中 58人 回収率 95.0% 大成中学校 32人中 28人 回収率 87.5% 全体 192人中181人 回収率 94.3%
10月14日	町民まちづくりアンケート ・ 住民基本台帳より18歳以上の町民3,000人を無作為に抽出 ・ 回収状況 北檜山区 1,796人中 603人 回収率 33.6% 瀬棚区 687人中 211人 回収率 30.7% 大成区 517人中 146人 回収率 28.2% 全体 3,000人中 988人 回収率 32.9%
10月14日	各種団体アンケート ・ 文化協会、体育協会、各老人クラブ、各町内会等 153団体 ・ 回収状況 153団体中 57団体 回収率 37.3%
10月25日	職員まちづくり提言シート ・ 全職員を対象とし、取り組むべきだと思われる施策の提案を募集 ・ 回答状況 15シート
12月22日	町広報1月号発行（まちづくり出前ヒアリング開催周知）
1月18日 ～20日	まちづくり出前ヒアリング ・ 全町民を対象とし、せたな町の課題や将来像について懇談 北檜山区（ふれあいプラザ） 1月18日 14人出席 瀬棚区（瀬棚総合支所） 1月19日 7人出席 大成区（町民センター） 1月20日 9人出席
1月24日	まちづくりヒアリング（子育て世代） ふれあいプラザ 8人出席 ・ 子育て世代の両親を対象とし、子育てについての課題等について懇談
1月25日	まちづくりヒアリング（異業種若者） 役場第3会議室 12人出席 ・ 農協、漁協、商工会、観光協会、役場の若者を対象とし、これからのせたな町について懇談

期 日	作 業 内 容
2月14日	せたな未来子どもプロジェクト発表会 ・瀬棚小学校6年生が3グループ（少子高齢化・観光イベント・町予算）を編成し、考えたまちづくりについて町長へ提案
2月15日	トップインタビュー ・町長、副町長、教育長にこれまでのまちづくりの成果や評価、長期的なまちづくりの方向、重要課題についてインタビュー
2月28日	まちづくりワークショップ 対象職員 94人 出席職員 33人 ・役場職員主任職以下を対象とし、これからのまちづくりについて意見発表
3月23日	第2回せたな町総合計画策定審議会 ・町民アンケートの結果報告 ・専門部会正副部会長の選任

【平成29年度】

期 日	作 業 内 容
4月28日	第1回北檜山区地域協議会
5月10日	第1回瀬棚区地域協議会
・11日	第1回大成区地域協議会 ・町民まちづくりアンケート及び中学生まちづくりアンケート調査結果報告 ・策定スケジュールの確認
5月12日	議会総務厚生常任委員会 ・町民まちづくりアンケート及び中学生まちづくりアンケート調査結果報告 ・策定スケジュールの報告
5月29日	町民まちづくりアンケート調査結果報告書～概要版～を各戸配布 町民まちづくりアンケート及び中学生まちづくりアンケート調査結果報告書を町内6か所で閲覧開始
7月3日	総合計画庁内策定委員会（副町長、教育長、総合支所長、課長） ・計画策定概要説明 ・基本構想案の確認 ・策定スケジュール確認
7月10日	総合計画策定庁内プロジェクトチーム会議（課長補佐、主幹、係長） （本庁・総合支所ごと開催） ・計画策定概要説明 ・基本計画検討資料の説明 ・策定スケジュール確認
7月17日	基本計画検討資料作成依頼（プロジェクトチーム）
7月20日	基本構想案の確認依頼（策定委員会）
8月21日	基本計画検討資料各課ヒアリング
・24日	
9月5日	総合計画庁内策定委員会（基本構想案の確認）

期 日	作 業 内 容
9月13日	第3回せたな町総合計画策定審議会 ・基本構想案の確認
10月4日 ・5日	総合計画策定庁内プロジェクトチーム福祉文教専門部会 総合計画策定庁内プロジェクトチーム生活環境専門部会 総合計画策定庁内プロジェクトチーム産業経済専門部会 (基本計画案の最終確認)
10月23日 ・27日	総合計画庁内策定委員会 (基本計画案の最終確認)
11月8日 ・9日	第1回せたな町総合計画策定審議会生活環境専門部会 第1回せたな町総合計画策定審議会福祉文教専門部会 第1回せたな町総合計画策定審議会産業経済専門部会 (基本計画原案審議)
11月27日	第4回せたな町総合計画策定審議会 ・基本計画原案審議 ・基本構想原案審議
12月12日 ～14日	第3回北檜山区地域協議会 第2回瀬棚区地域協議会 第2回大成区地域協議会 ・基本構想原案審議
1月12日	第5回せたな町総合計画策定審議会 ・第2次せたな町総合計画案決定 ・答申案決定 ・答申

2 審議会名簿

区分	役職など	氏名	期間
第1号委員 (議会議員)	せたな町議会議員	本 多 浩	
	せたな町議会議員	神 田 和 浩	
	せたな町議会議員	大 野 一 男	
第2号委員 (教育委員会委員)	せたな町教育委員会委員	田 井 重 久	
第3号委員 (農業委員会委員)	せたな町農業委員会会長	原 田 喜 博	
第4号委員 (国・道職員)	北海道檜山振興局地域創生部 地域政策課長	水 島 敦	H28.9.6~ H29.6.30
		東 野 政 史	H29.7.1~ H30.1.12
第5号委員 (公共的団体)	北檜山区地域協議会会長	残 間 正	
	北檜山町農業協同組合組合長	本 井 治	
	新函館農業協同組合せたな地区運営委員長	横 道 重 人	
	せたな町建設協会会長	城ヶ端 政 次	
	せたな町社会福祉協議会会長	三 浦 修	H28.9.6~ H29.1.23
		内 田 親 秀	H29.2.8~ H30.1.12
	北檜山小学校PTA会長	原 田 千 絵	
	瀬棚区地域協議会会長	二本柳 均	
	せたな町創生有識者会議委員長	櫻 井 明 雄	
	せたな町都市計画委員	鶉 入 泰 宏	
	前せたな町商工会青年部長	西 田 桂	
	ひやま漁業協同組合青年部瀬棚支部長	田 村 尚 樹	
	せたな地区交通安全協会連合会会長	桂 田 富 次	
	瀬棚区主任児童委員	安 藤 洋 子	
	前瀬棚中学校PTA会長	羽二生 紀 行	
	大成区地域協議会会長	朝 倉 満	
	大成区町内会連合会会長	内 糸 和 治	
	ひやま漁業協同組合大成支所長	長 田 高 幸	H28.9.6~ H29.6.30
		越 前 哲 也	H29.7.1~ H30.1.12
	特別養護老人ホーム大成生長生園施設長	田 中 基 己	
せたな町人権擁護委員	名 平 継 義		
せたな町商工会女性部副部長	羽二生 みつ子		
大成まちづくり会議	光 錢 浩		
第6号委員 (学識経験)	せたな町観光協会会長	松 本 年 弘	
	せたな町地域総合ケア推進協議会	樋 口 省 三	
	久遠郵便局長	稲 船 秀 人	

3 諮問・答申

【諮問】

せま第1560001号
平成28年9月6日

せたな町総合計画策定審議会会長 様

せたな町長 高橋 貞光

第2次せたな町総合計画の策定について（諮問）

平成17年9月に合併し、新町「せたな町」としてまちづくりをスタートしてから10年が経過しました。

新たなステージを迎えるにあたり、将来のまちづくりの礎となる指針として、せたな町総合計画策定審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 計画期間 平成30年度から平成39年度までの10年間
- 2 策定内容 基本構想及び基本計画

【答申】

平成30年1月12日

せたな町長 高橋 貞光 様

第2次せたな町総合計画策定審議会
会長 櫻井 明雄

第2次せたな町総合計画について（答申）

平成28年9月6日付けせま第1560001号をもって諮問のありました、第2次せたな町総合計画の策定について、せたな町の現状や課題を踏まえ、今後のまちづくりの基本となる将来像や取り組むべき方向を示すものとして、総合的かつ慎重に審議を重ね、第2次せたな町総合計画をまとめましたので、ここに答申いたします。

第2次せたな町総合計画は、今後のまちづくりの礎を築くこの時に、区や世代をこえた町民同士のつながり、各地区の産業や地域資源相互のつながりなど、新しいまちだからこそ実現可能となる大切なものであり、「つながり」に思いをいたし、審議会委員の創意をもってまとめたものです。

『輪になって つなぐ「せたな」の 夢未来』の実現に向けて、つながりを「輪になって」築き、未来に「つなぐ」ことが、これからのまちづくりに重要であり、せたな町全体の一体感やせたな町に住む一人ひとりの価値観を大切にしながら、時代の動向を的確に捉え、特色ある地域資源を活かしたまちづくりを進められるよう、その積極的な推進に努力されますことを切望いたします。

記

- 1 第2次総合計画の基軸となる基本構想は、今後のまちづくりの土台となる将来10年先を展望し、せたな町が取り組むべき基本目標を掲げています。その将来像を実現するために、それぞれの分野が連携を図り、町民との協働によるまちづくりを進められたい。
- 2 これまでの総合計画でも目指していた、町民の一体感の醸成は今後も必要であり、様々な機会を通じこれまで以上に町民の心の融合を図るよう努められたい。
- 3 人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況をはじめ、まちづくり課題は複雑かつ多様化しており、それらを解決していくことは容易ならざる厳しいものがあります。しかしながら、せたな町の未来の基礎を築き、せたな町民が心豊かに笑顔で暮らせるよう、創意工夫をもって施策の推進に努められたい。

第2次せたな町総合計画 平成30年3月発行

〒049-4592 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63-1

せたな町役場 まちづくり推進課

電話：0137-84-5111 Fax：0137-84-4657

町のホームページ：<http://www.town.setana.lg.jp/>



北海道 せたな町